

平成30年度

男女共同参画推進状況報告書

石川県

目 次

「石川県男女共同参画推進条例」の概要	1
「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」の概要	2
「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画 改定版」の概要	3
第1部 本県の男女共同参画の推進状況	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	6
基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	9
基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現	12
基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	16
基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	20
第2部 本県の男女共同参画の推進に関する施策の状況	
1 「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」の体系図	22
2 「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」数値目標	25
3 「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」施策体系別事業一覧	26
第3部 市町における男女共同参画の推進状況	
1 庁内連絡会議、諮問機関等の設置状況	34
2 条例の制定及び計画の策定状況	34
3 意識調査等の実施、推進員の設置状況	35
4 苦情処理体制、審議会等における女性委員の状況	35
5 市町議会議員、管理職の在職状況	36
6 公民館長、小・中学校PTA会長、自治会長(区長)の状況	36
7 市町担当課	37
8 市町DV担当窓口	37
第4部 資料編	
男女共同参画社会基本法	40
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	45
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	52
石川県男女共同参画推進条例	63
男女共同参画の推進に関する年表(世界・国・県)	68
男女共同参画苦情処理状況	70

「石川県男女共同参画推進条例」(平成13年10月12日公布・施行)の概要

男女共同参画社会を実現するためには、県民一体となって取り組むことが重要であることから、基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めた条例を制定した。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自らの決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

責務

県

- ・男女共同参画推進施策の総合的な策定・実施
- ・国、市町、県民、事業者と連携した取組の実施

県民

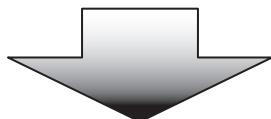
- ・職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ・県が実施する施策への協力

事業者

- ・男女共同参画に沿った事業活動の推進
- ・職業生活と家庭生活等が両立できる職場環境の整備
- ・県が実施する施策への協力

施策の基本となる事項

- | | |
|---------------|------------------|
| ・男女共同参画計画の策定 | ・男女共同参画苦情処理機関の設置 |
| ・県民及び事業者の理解促進 | ・市町への情報提供等の支援 |
| ・男女共同参画推進員の設置 | ・年次報告の作成、公表 |
| ・調査研究の実施 | ・推進体制の整備 |
| ・事業者からの報告徴収 | ・男女共同参画審議会の設置 |



男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」(平成28年3月改定)の概要

暮らしやすさが実感できる石川県を築くためには、男性も女性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要である。

このため、「男女共同参画社会基本法」に基づく本県の男女共同参画計画として平成13年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定、平成19年3月には「いしかわ男女共同参画プラン」に改定し、平成23年3月には「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定した。平成27年度には同プランの策定から5年を迎えたことから、本県の現状や社会情勢、県民意識の変化を踏まえるとともに、国の動向も勘案し、改定を行った。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置づけることとした。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

基本的視点

- ① 男女共同参画の理解促進
- ② 女性が社会のあらゆる分野の意思決定に参画し自立的な力を持つこと（女性のエンパワーメント）の促進
- ③ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進
- ④ 人権が尊重される社会の形成

基本目標

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- III 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現
- IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成
- V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

プランの期間

平成28年度から平成32年度まで

「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画 改定版」(平成28年3月改定)の概要

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。また、配偶者からの暴力の被害者は、女性の場合が多く、暴力は個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっている。

このため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を勘案し、平成17年10月には配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本的な取組の方向と具体的な施策を示す計画を策定した。

平成27年度には同計画の策定から10年が経過し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正の趣旨を踏まえ、総合的かつ積極的に施策を展開するため、また県民一人ひとりが、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向けて取り組みを推進するため、改定を行った。

基本理念（目指す社会）

男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らすことのできる社会の実現は、県民の願いであり、暴力を受けた場合でも、被害者が適切な保護や支援を受けることができ、自立して暮らしていく社会であることが必要です。

この基本計画では、関係機関、関係団体、県民と協力して「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指します。

基本的視点

- ① 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- ② 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること。
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護は国及び地方公共団体の責務であること。

基本目標

- I 安心して相談できる体制の充実
- II 被害者の安全な保護体制の充実
- III 被害者の自立の支援
- IV 関係機関の連携と協働
- V 暴力を許さない社会の実現

第 1 部

本県の男女共同参画の推進状況

本県では、平成13年度に石川県男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた。また、男女共同参画計画として「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し（平成18年度に改定）、平成22年度には社会情勢の変化や従来の取組の成果・課題を踏まえて、新たに「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定した。

平成23年度以降はこのプランに基づき、女性の社会参画の促進、若者や男性の男女共同参画意識の啓発、配偶者等からの暴力（DV）対策など、様々な方面から積極的に取り組んできた。平成24年度には、企業における取組の実践を促すために「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度」を創設し、平成25年度からは、DVの根絶に向けて「いしかわパープルリボンキャンペーン」等を実施している。また、平成26年度は、女性が輝く社会の実現に向けた気運の醸成を図るための地域版「輝く女性応援会議」を本県で開催した。

そして平成27年度、県民の男女共同参画に関する意識の現状を把握するため「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施した。さらに、当プランと「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」を、本県の状況や社会情勢、県民意識の変化を踏まえるとともに、国の動向も勘案し、改定した。

当プランの改定にあたり「働く女性の活躍推進」、「地域での男女共同参画の推進」、「女性に対する暴力の根絶」を強化するポイントとして掲げ、様々な施策に取り組んでいる。

平成29年度には、性暴力被害者が心身のケアを安心して受けられるよう、ワンストップで必要な支援をコーディネートするとともに、警察への届出を促し、性犯罪の潜在化防止を図るため、「パープルサポートいしかわ（いしかわ性暴力被害者支援センター）」を開設した。

そして今年度は、平成24年度に創設した「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度」の充実を図るため、女性活躍のための数値目標を設定した企業を新たに「女性活躍加速化クラス」として認定することとした。

なお、県ではこれまで、市町や公益財団法人いしかわ女性基金、男女共同参画推進員等と連携しながら、職場、学校、地域、家庭に対して様々な啓発事業等を行ってきた。また、男女共同参画の推進にあたり、住民にとって最も身近な行政機関である市町の取組が極めて重要となることから、男女共同参画計画の策定や条例の制定に向けた支援及び情報提供を行い、平成23年3月末までに全市町において計画・条例の整備が完了した。

本県の男女共同参画の推進状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

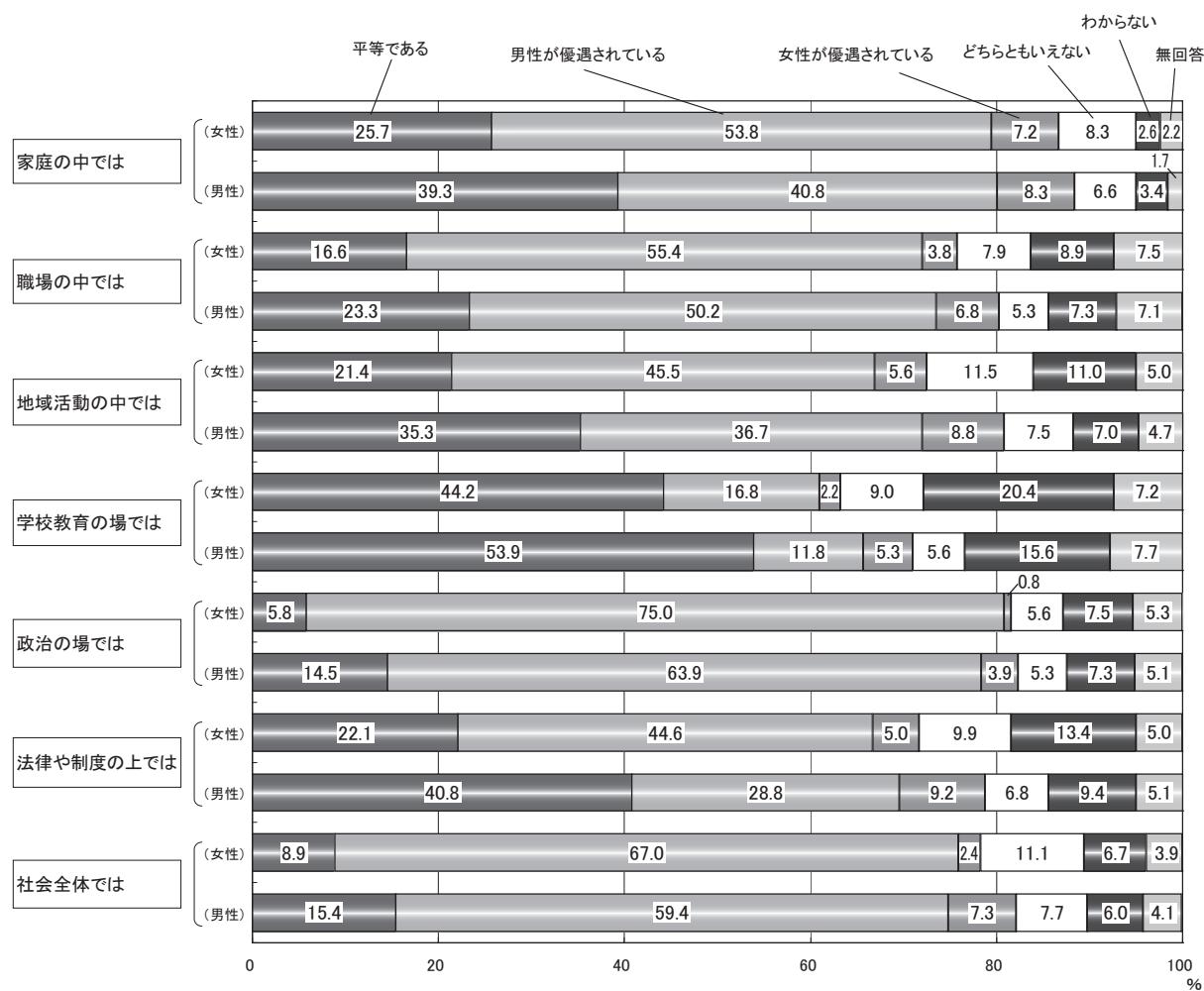
男女共同参画社会は、男女が対等な社会の構成員として、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会である。本県では、県民の人権についての認識度は高まりつつあるものの、一方では性別による固定的な役割分担意識などが残っており、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていく必要がある。

1 男女の地位の平等感

(分野別)

平成27年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、男女の地位が「平等である」と考える人は、男女とも「学校教育の場」で最も多く、「政治の場」で最も少なくなっている。

すべての分野で「男性が優遇されている」と考える人が「女性が優遇されている」と考える人より多い。



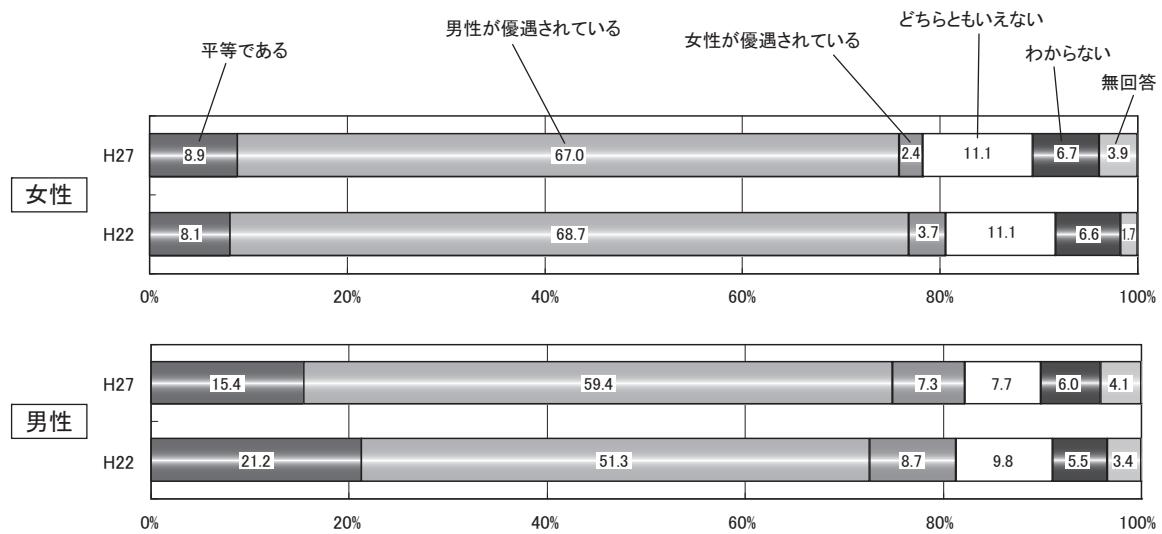
資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

※『男性が優遇されている』は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したもの。

『女性が優遇されている』は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したもの。以降の頁も同様。

(経年比較)

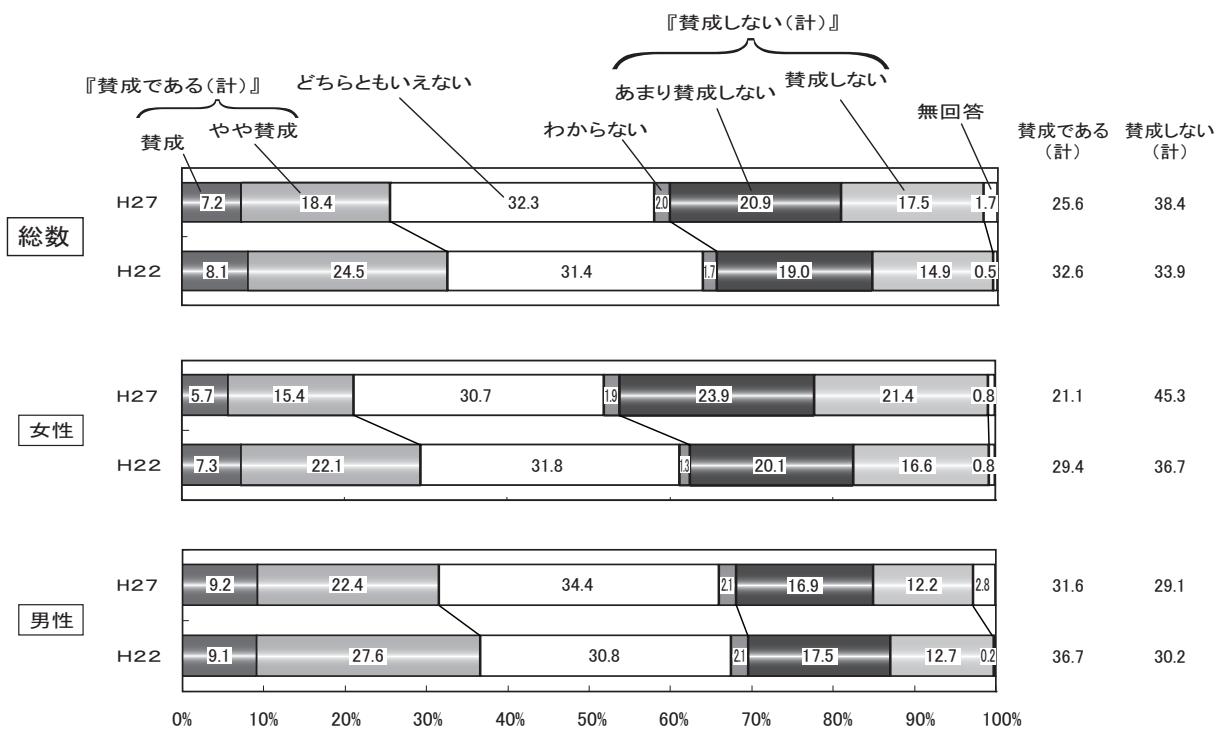
「社会全体」で男女の地位が「平等である」と考える人の割合は、男性の方が女性より多いものの、平成27年度は平成22年度調査より差は小さくなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画課)

2 「男は仕事、女は家庭」についての考え方（経年比較）

平成27年度は平成22年度調査に引き続き、『賛成である（計）』が、『賛成しない（計）』を下回り『賛成である（計）』は前回より7.0ポイントの減少、『賛成しない（計）』は4.5ポイントの増加となっている。



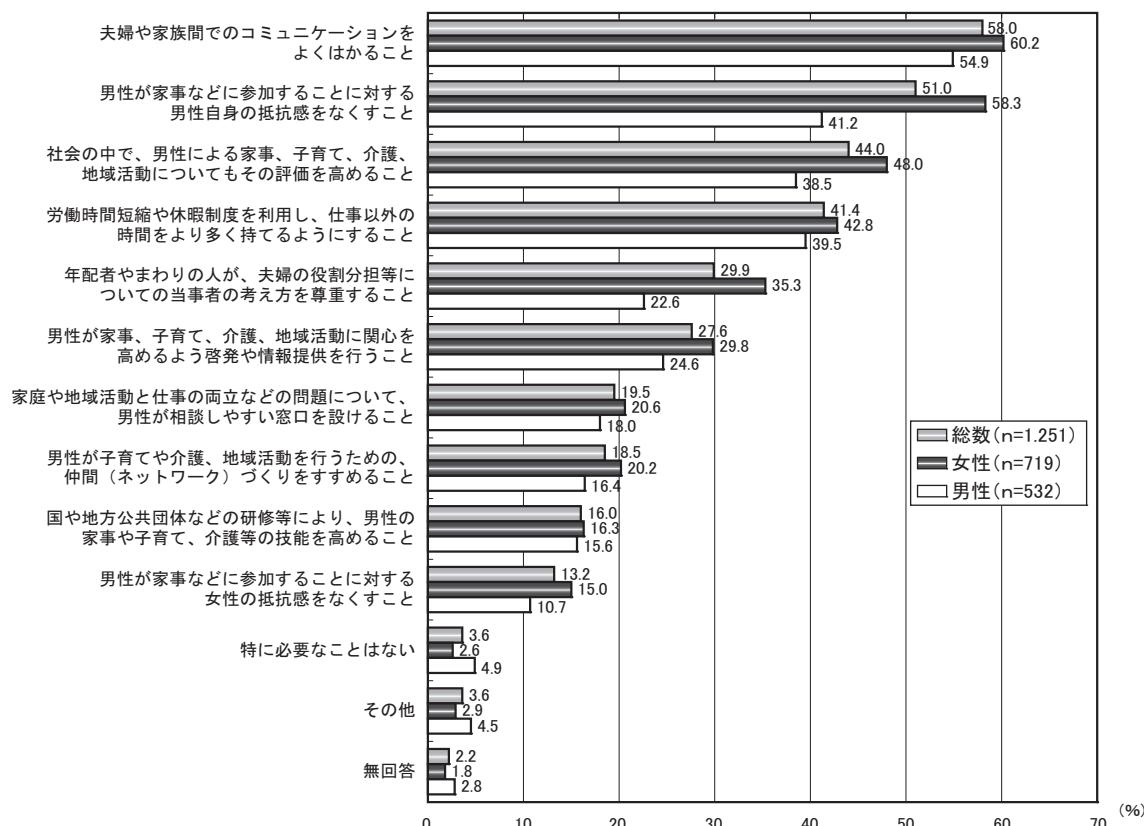
資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画課)

3 男性が家事、育児、介護、地域活動に参加するために必要なこと

男性が家事、子育てなどに参加するために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が男女とも共通して最も多く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が続いている。

このほか、「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についてもその評価を高めること」や、「労働時間短縮や休暇制度を利用し、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」も多くあがっている。

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

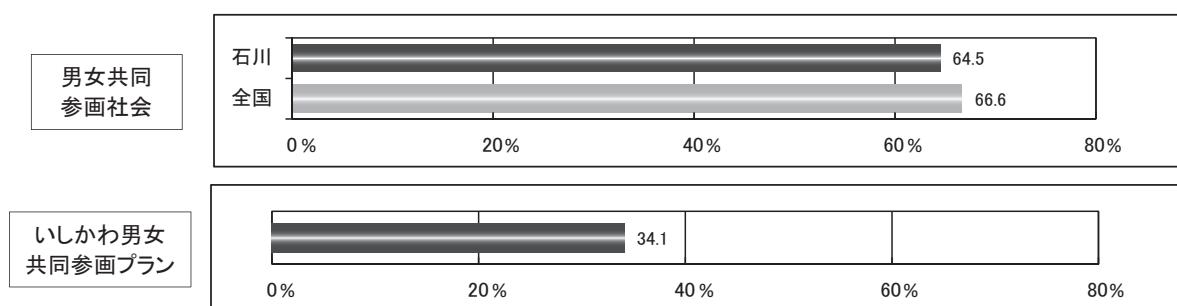


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

4 「男女共同参画社会」という用語と「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度

「男女共同参画社会」という用語の本県における周知度（「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが内容までは知らない」を合計したもの）は64.5%となっており、全国（「見たり聞いたりしたことがあるもの」の数値）の66.6%をやや下回っている。

また「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度は34.1%となっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年度）」

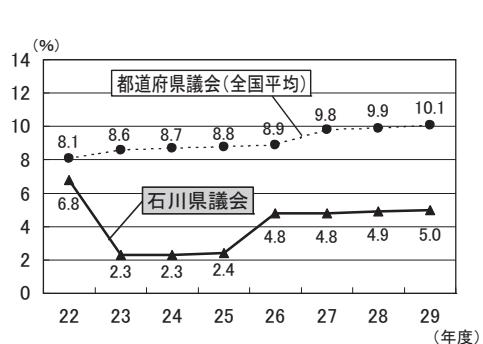
基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

女性が社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、暮らしやすさが実感できる社会づくりに資するものと期待される。

現在、方針の立案及び決定過程への女性の参画は徐々に増えつつあることから、この流れをさらに確実なものにしていくために、女性がチャレンジできる社会づくりを推進するとともに、企業や団体、地域等のトップ層に対する意識啓発を図っていくことが重要である。

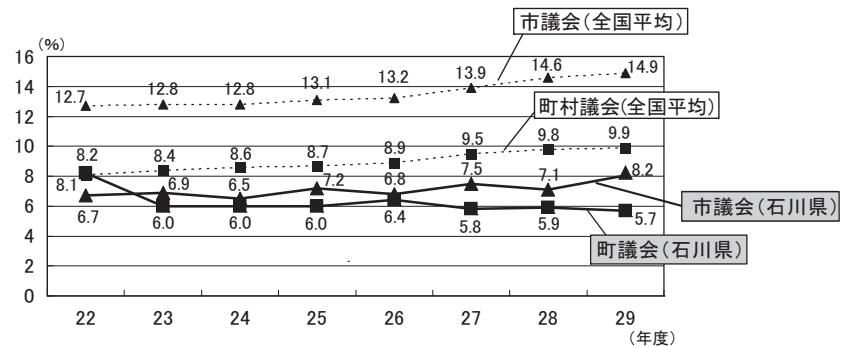
1 議会の女性議員の割合

地方議会における女性議員の割合は全国的に増加傾向にあるものの、本県は県・市・町のいずれも全国平均を下回っている。



※平成30年4月1日現在における

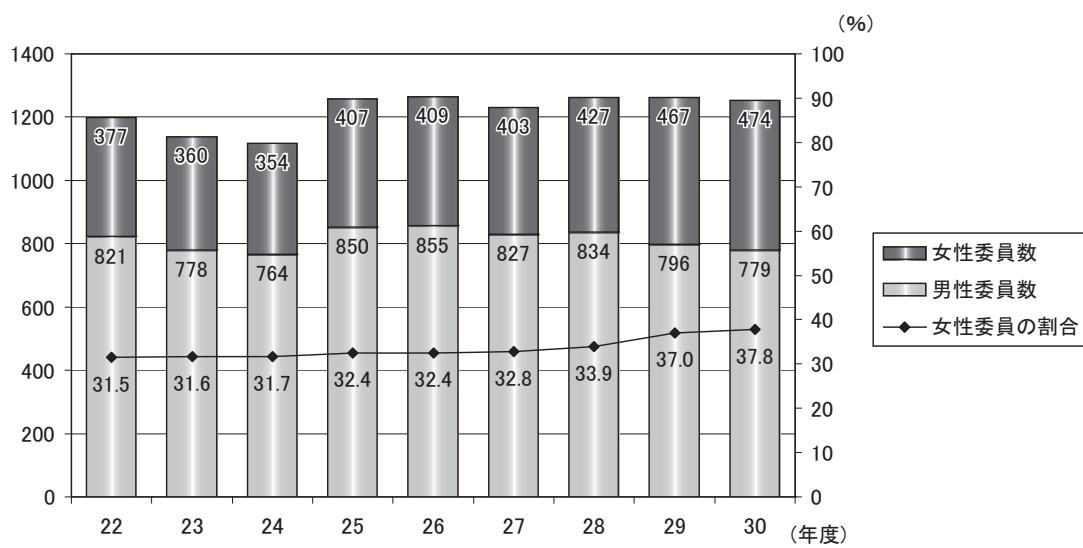
石川県議会の女性議員の割合 7.0%
(定数43人 欠員0人 女性議員3人)



資料: 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(各年度12月31日現在)

2 石川県各種審議会等への女性の登用状況

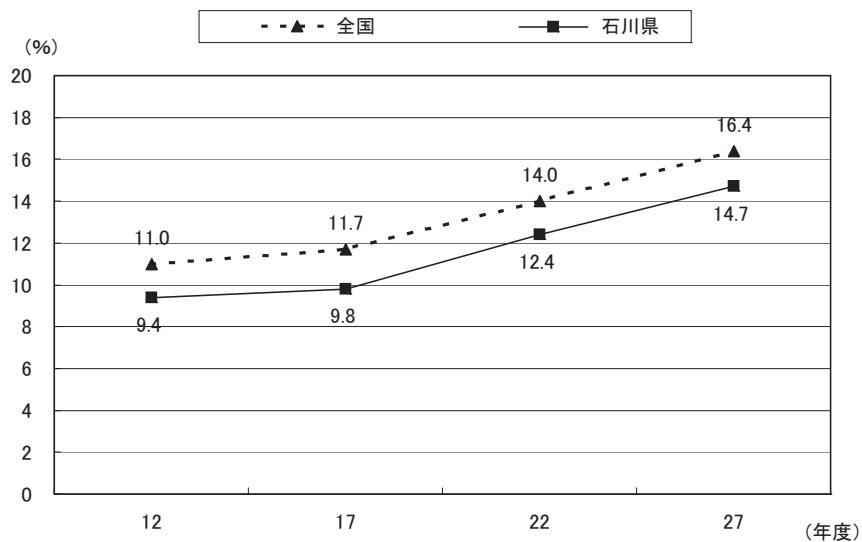
県の審議会等における女性委員の割合は年々増加している。平成30年は37.8% (474人) となっており、また、全ての審議会等において女性委員が登用されている。



資料: 男女共同参画課

3 管理職に占める女性の割合

本県の管理職（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの全国より低くなっている。



※このグラフにおける「管理職」とは、会社役員、会社管理職員、管理的公務員等を示す。

資料：「国勢調査」(総務省統計局)

4 農林漁業における女性の参画状況

農林漁業における男女共同参画を確立するためには、方針・立案決定の場への女性の参画や、仕事と生活の調和の促進が重要である。様々な取組の結果、家族経営協定締結数に増加の傾向が見られる。

農林漁業分野の女性の参画（石川県）

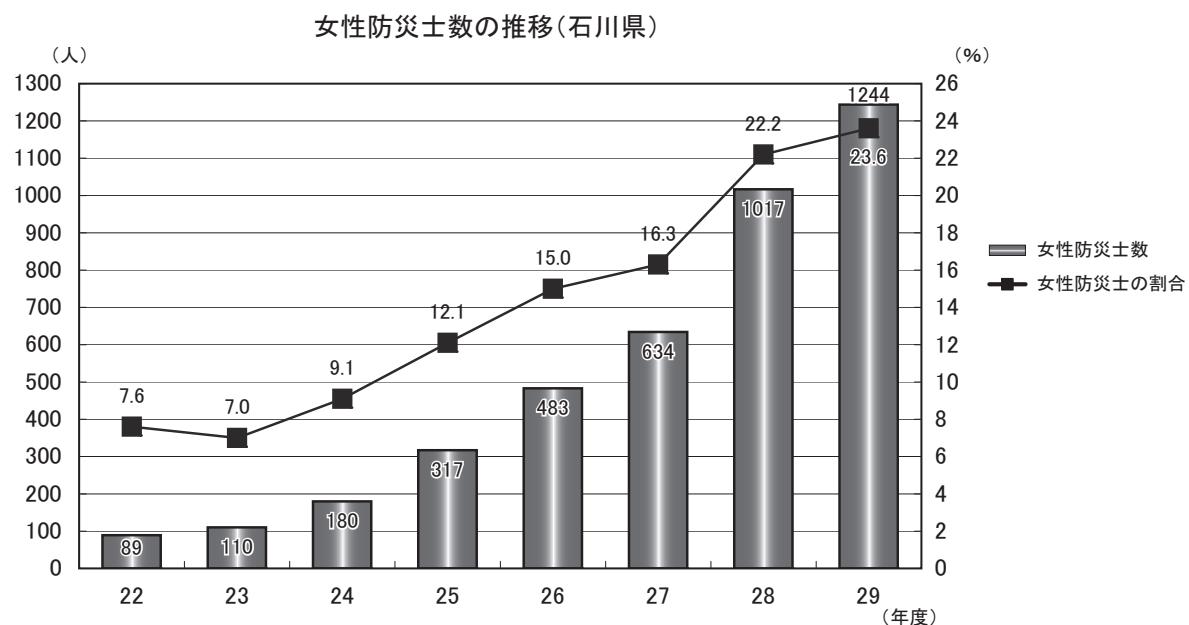
(単位:戸・人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
家族経営協定締結数	197	207	215	241	248	257	262	267
起業者	152	153	153	138	125	120	116	130
認定農業者	89	85	81	81	80	82	87	83
漁業士	9	9	9	9	9	9	9	9
農業委員	17	25	25	29	40	40	39	30

資料：農業政策課（各年度3月31日現在）

5 防災分野における女性の参画状況

東日本大震災や熊本地震では、男女共同参画の視点の不足による様々な問題が指摘された。本県においても、平成19年の能登半島地震等の経験も踏まえたう上で、平成20年度より地域防災のリーダーとして防災士を育成し、平成28年度末には、女性の防災士が、1避難所に1人に相当する1000人に達し、翌年度より5年間で倍増し2000人を目標にすることにより、防災分野への更なる女性の参画が期待される。



資料：危機対策課

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

本県においては、女性の就業率が高い状況にあるが、その一方で、家庭における家事、育児、介護等の役割の多くは女性が担っており、職業生活との両立が難しい現状がある。男女それぞれが職業生活と家庭生活の調和を図りながら、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく共に個性や能力を発揮できるよう、環境の整備を行っていく必要がある。

また、すべての人が安全で安心して生活できる地域社会を形成するために、その地域に暮らす人々が、男女の別、そして年齢、障害の有無、国籍等にかかわりなく地域社会に参画できる条件整備を進めていく必要がある。

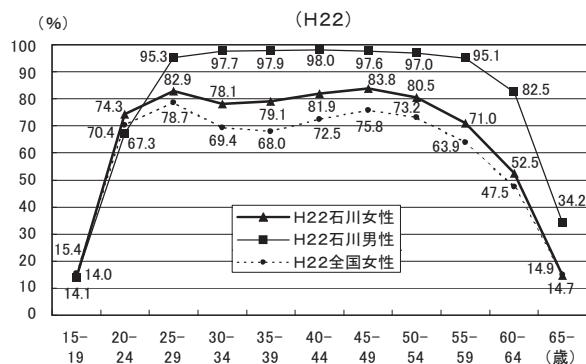
1 女性の就業

(1) 年齢階級別労働力率及び雇用形態別雇用者数等

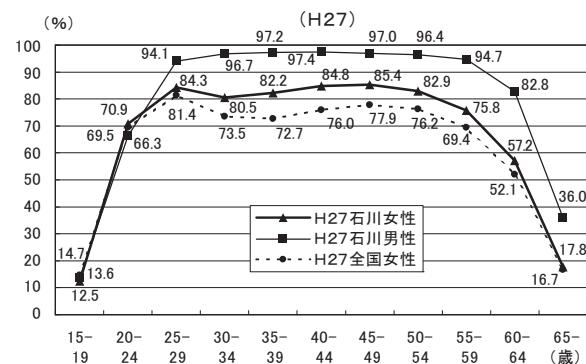
年齢階級別労働力率は、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いている。女性は30歳代を底とするいわゆるM字カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多い。本県の女性は全国に比べてM字のくぼみは小さい。

一方、雇用形態をみると、女性就労者の約半分が非正規雇用であり、女性の給与は男性の7.5割程度となっている。

年齢階級別労働力率



資料：「国勢調査（平成22年）」（総務省）



資料：「国勢調査（平成27年）」（総務省）

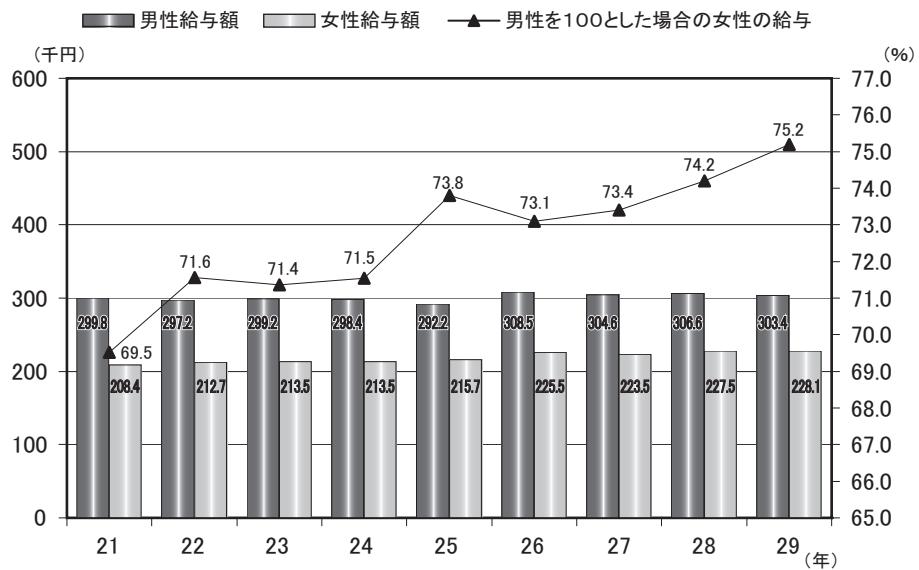
雇用形態別雇用者数(石川県)

	平成25年 (千人)	平成26年 (千人)	平成27年 (千人)	平成28年 (千人)	平成29年 (千人)	平成30年 (千人)	前年比 (千人)
雇用者（役員を除く）	489.9	491.8	500.2	503.9	498.1	508.2	10.1
男	261.9	258.2	264.8	264.9	259.0	262.1	3.1
女	227.9	233.6	235.3	239.0	239.1	246.1	7.0
正規の職員・従業員	325.0	326.0	327.6	330.1	326.8	330.7	3.9
男	214.2	205.9	209.2	210.3	205.6	207.8	2.2
女	110.8	120.2	118.4	119.8	121.3	122.9	1.6
非正規の職員・従業員	162.8	163.9	172.6	173.8	171.2	175.7	4.5
男	46.3	51.7	55.6	54.6	53.4	53.1	▲0.3
女	116.4	112.3	117.0	119.2	117.8	122.6	4.8
非正規の職員・従業員の割合	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
男	33.4	33.5	34.5	34.5	34.4	34.7	0.3
女	17.8	20.1	21.0	20.6	20.6	20.4	▲0.2

(注) 統計表の数値は四捨五入のため、また総数に分類不能・不詳の数を含むため総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

資料：石川県労働力調査（統計情報室）

男女の給与格差(石川県)

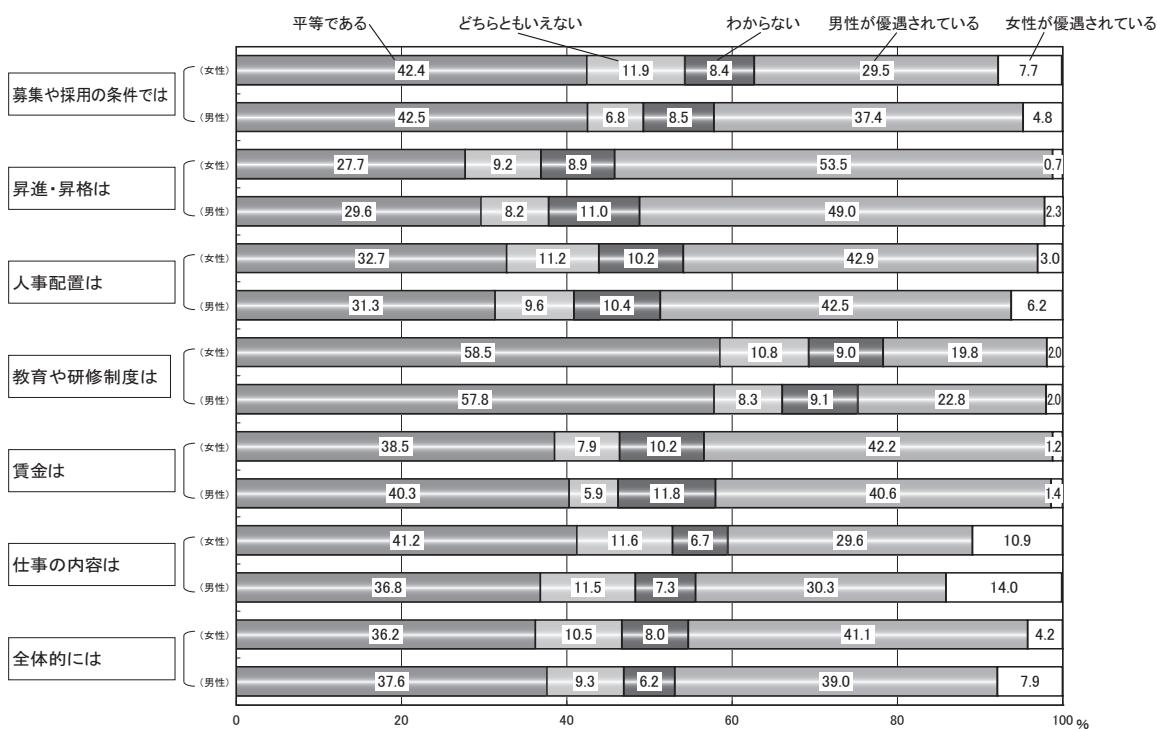


資料:「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

(2) 職場における平等感

男女共同参画に関する県民意識調査によると、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは「教育や研修制度」（女性：58.5%、男性：57.8%）、最も少ないのは「昇進・昇格」（女性：27.7%、男性：29.6%）となっている。

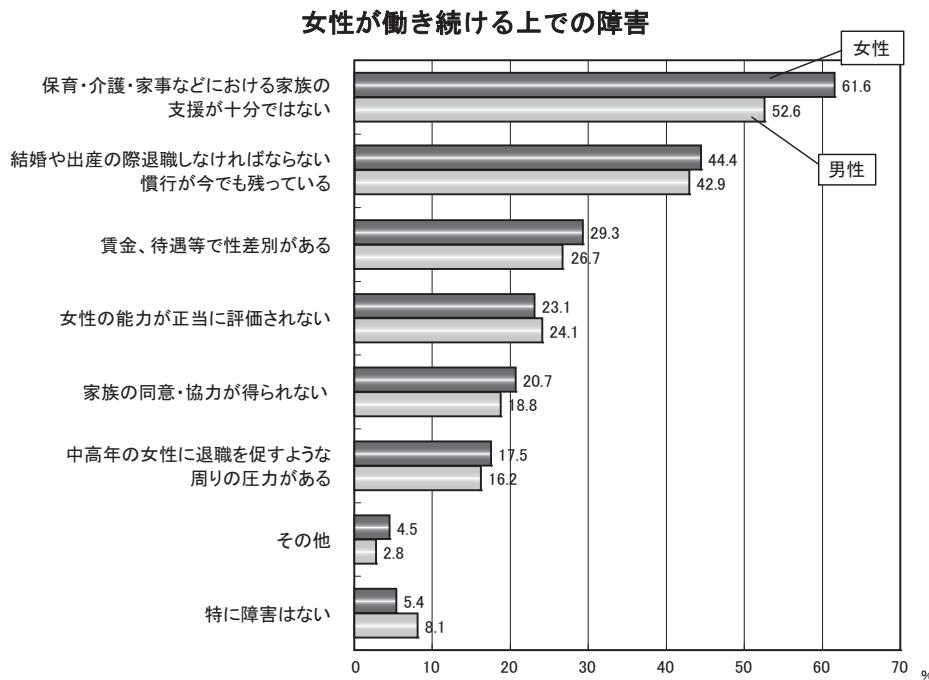
職場での男女平等について



資料: 石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)

(3) 女性が働き続ける上での障害

女性が働き続ける上で障害となっているものとして、男女とも「保育・介護・家事などにおける家族の支援が十分ではない」が最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っている」が多くなっている。

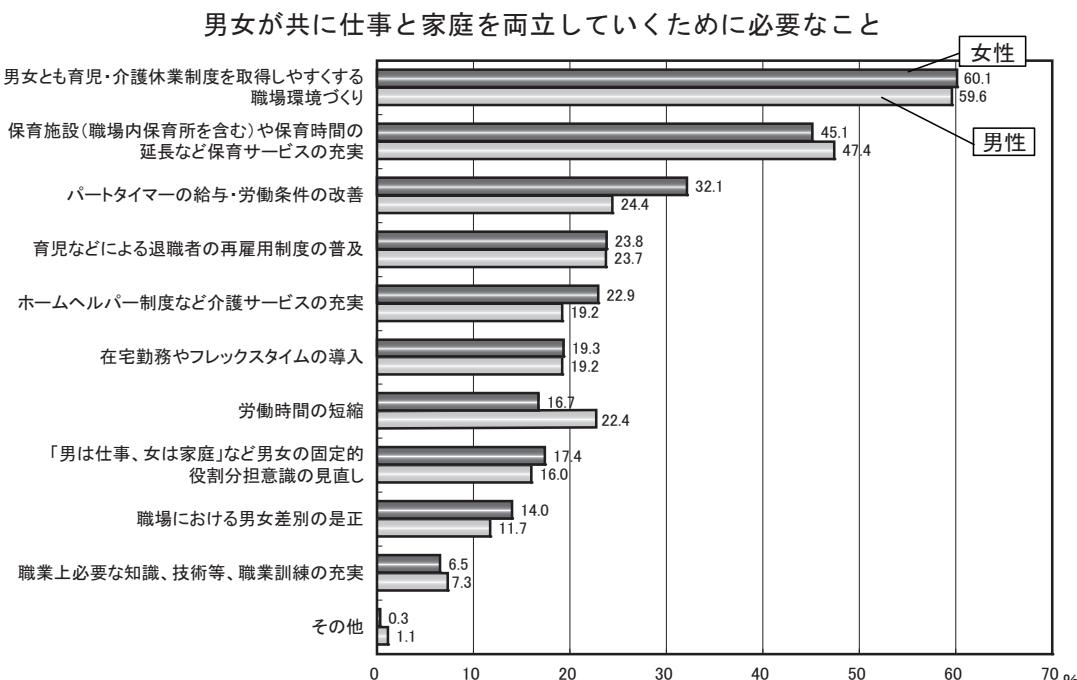


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

2 仕事と生活の調和

(1) 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと

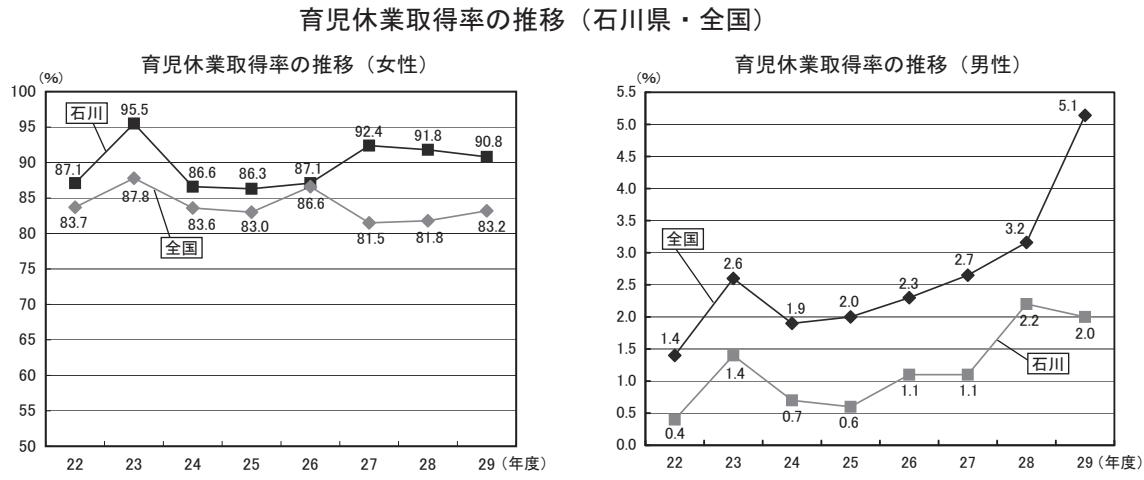
平成27年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、仕事と家庭の両立のため男女ともに、育児・介護休業を取得しやすくする職場環境づくりと保育サービスの充実を望んでいる答えが多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

(2) 育児休業の取得状況

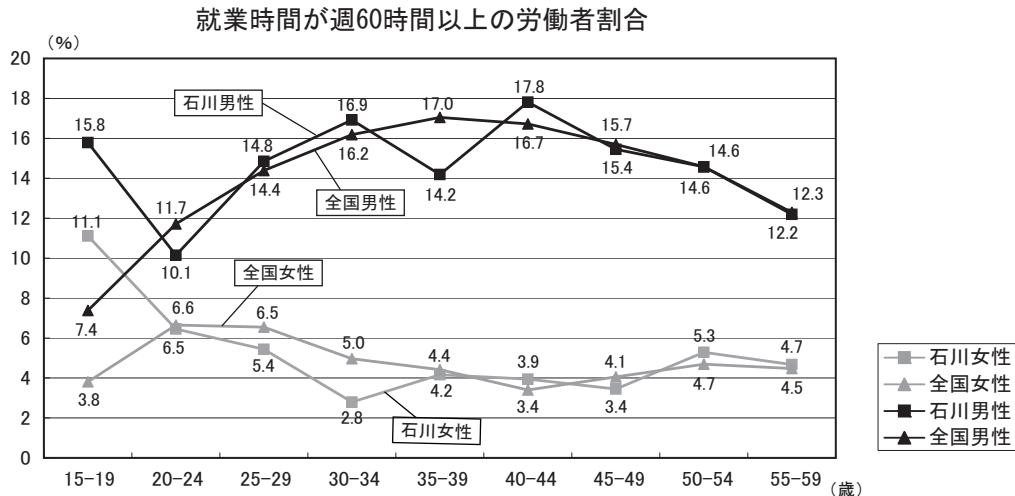
本県の育児休業取得率について、平成29年度調査結果では、女性は全国よりも上回っているものの、男性は全国より下回っている。



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」、石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

(3) 長時間労働

平成29年の就業構造基本調査では、本県における週60時間以上の長時間労働者の割合は、20代、30代の女性で、全国平均を下回っている。



資料：「平成29年就業構造基本調査」（総務省）

3 高齢社会の到来

本県の65歳以上の高齢者人口は、平成32年には33万人に達し、人口の約3割になると推計されている。女性高齢者に係る問題や、介護を巡る問題など、取り組むべき課題が多い。

高齢者人口の推移・将来推計(石川県)

年度	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57
推計人口 (単位:千人)	1,170	1,154	1,133	1,104	1,071	1,033	990	948
その他人口 (単位:千人)	895	837	794	761	728	689	635	595
高齢者人口 (単位:千人)	275	317	339	343	343	344	355	353
高齢化率 (単位:%)	23.7	27.9	29.9	31.0	32.0	33.3	35.9	37.2

資料：H22、H27は「国勢調査」（総務省統計局）

H32以降は国立社会保障・人口問題研究所

基本目標IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっている。こうした問題は、人権意識の高まりの中で顕在化しつつあるが、社会の理解は未だに不十分である。女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、男女がおかかれている状況等に根ざした構造的問題であると認識し、その根絶に向けた取組や被害女性への支援の充実を図る必要がある。さらに、女性には男性と異なる健康上配慮すべき面があるため、生涯を通じた健康の支援も必要である。

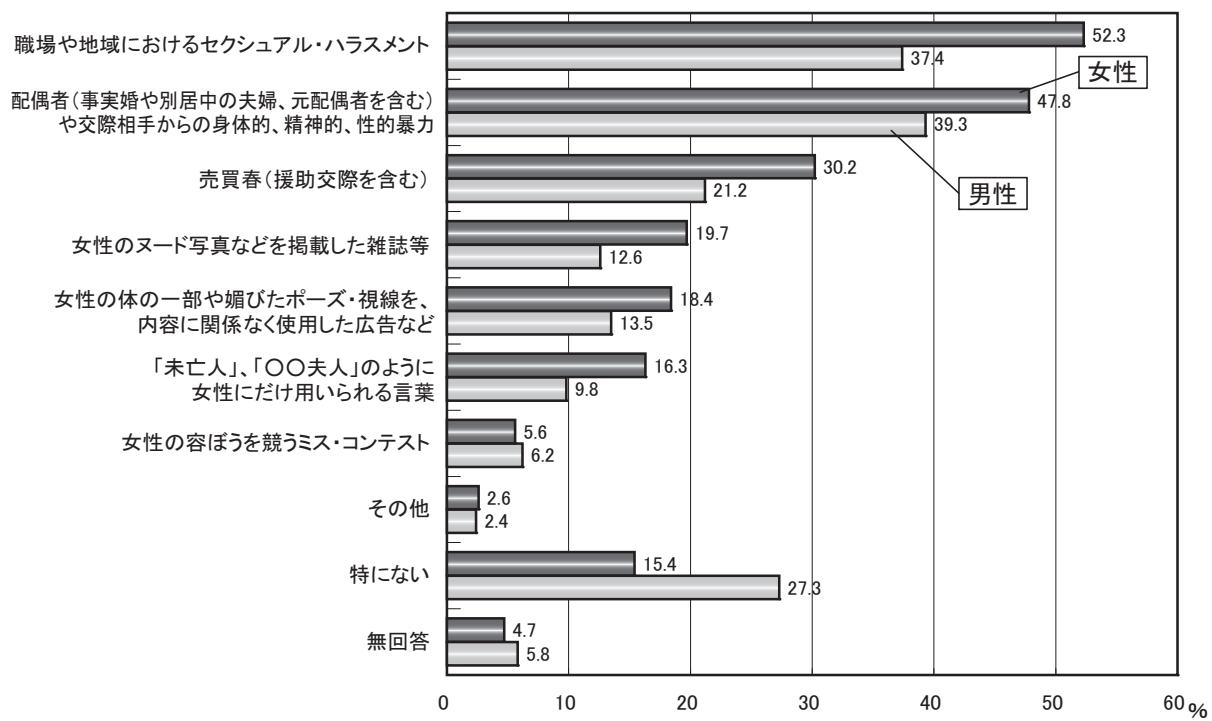
1 女性の人権に関する意識

「女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。」という問い合わせに対しては、女性では「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」が最も多く、男性では「配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む）や交際相手からの身体的、精神的、性的暴力」が最も多い。

男女で比較すると「女性の容ぼうを競うミス・コンテスト」と「特がない」を除く全ての項目で女性の比率が男性の比率を上回っており、差が最も大きいのは「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」である。

また、「特がない」という回答も男女の差が大きい。

女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。（複数回答）

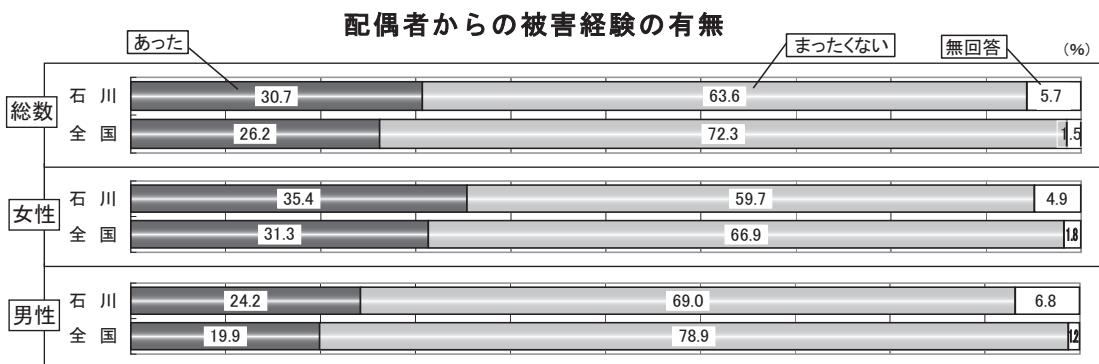


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

2 配偶者等からの暴力の状況

(1) 配偶者からの被害経験の有無

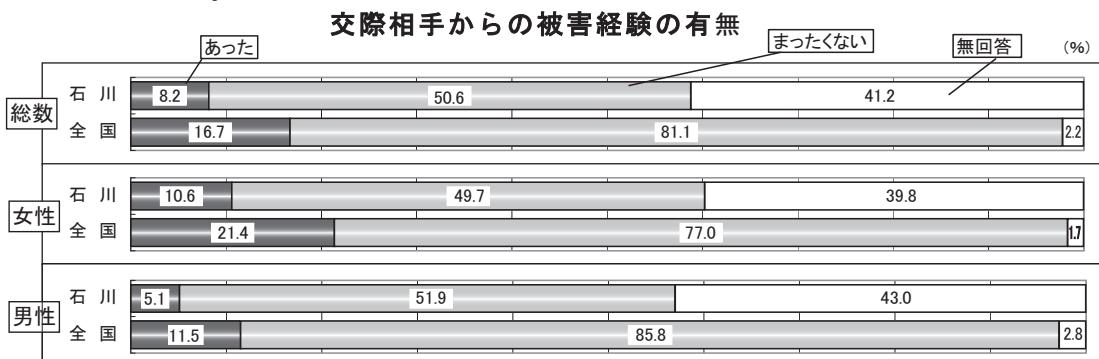
配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」（「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したもの）と答えた人は全国に比べて、女性は4.1ポイント、男性は4.3ポイント多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成29年度)」

(2) 交際相手からの被害経験の有無

交際相手からの被害経験が「あった」（「10～20歳代にあった」「30歳代以上にあった」を合計したもの）と答えた人は全国に比べて、女性は10.8ポイント、男性は6.4ポイント少なくなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)
内閣府「男女間における暴力に関する調査(平成29年度)」
※但し石川県調査と内閣府調査では質問方法が異なるため厳密な比較はできないことに留意する必要がある。

(3) 相談機関・関係者の周知状況

配偶者や交際相手など、親密な関係にある者から暴力を受けたときに相談できる機関や関係者のうち知っているものは、男女ともに「警察」が最も多く、次いで女性は「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」、「市役所、町役場」の順となっている。男性は「市役所、町役場」、「石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」の順となっている。

相談機関・関係者の周知状況

(%)

	女性	男性
警察	74.3	77.8
石川県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	27.5	23.9
市役所、町役場	22.5	28.8
女性センター	21.0	15.6
法テラス・弁護士会	13.9	21.4
福祉事務所、保健所	12.7	16.9
人権擁護委員	8.3	19.2
こころの健康センター	12.4	9.2
医療関係者	6.0	6.6
民間支援団体	3.9	6.0
その他	0.7	1.5
知っているところはない	8.2	9.4
無回答	7.8	6.2

資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成27年度)」(男女共同参画課)

3 DVに関する相談及び一時保護件数の推移

配偶者暴力相談支援センター（石川県女性相談支援センター及び金沢市女性相談支援室）に寄せられるDVに関する相談件数は、平成29年度は過去5年間の平均相談件数とほぼ同数の状況だが、配偶者暴力防止法が成立した平成14年度と比べると約2.4倍となっている。

また、石川県女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は、平成28年度は過去10年間で最少となったものの、平成29年度は増加した。

DV相談及び一時保護の状況 (件)

年 度	H14	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
相談件数	675	1,293	1,388	1,448	1,398	1,760	1,780	1,610	1,603	1,473	1,610
一時保護件数	42	53	58	52	54	55	36	46	35	29	41

資料：男女共同参画課

4 性暴力被害に関する相談の状況

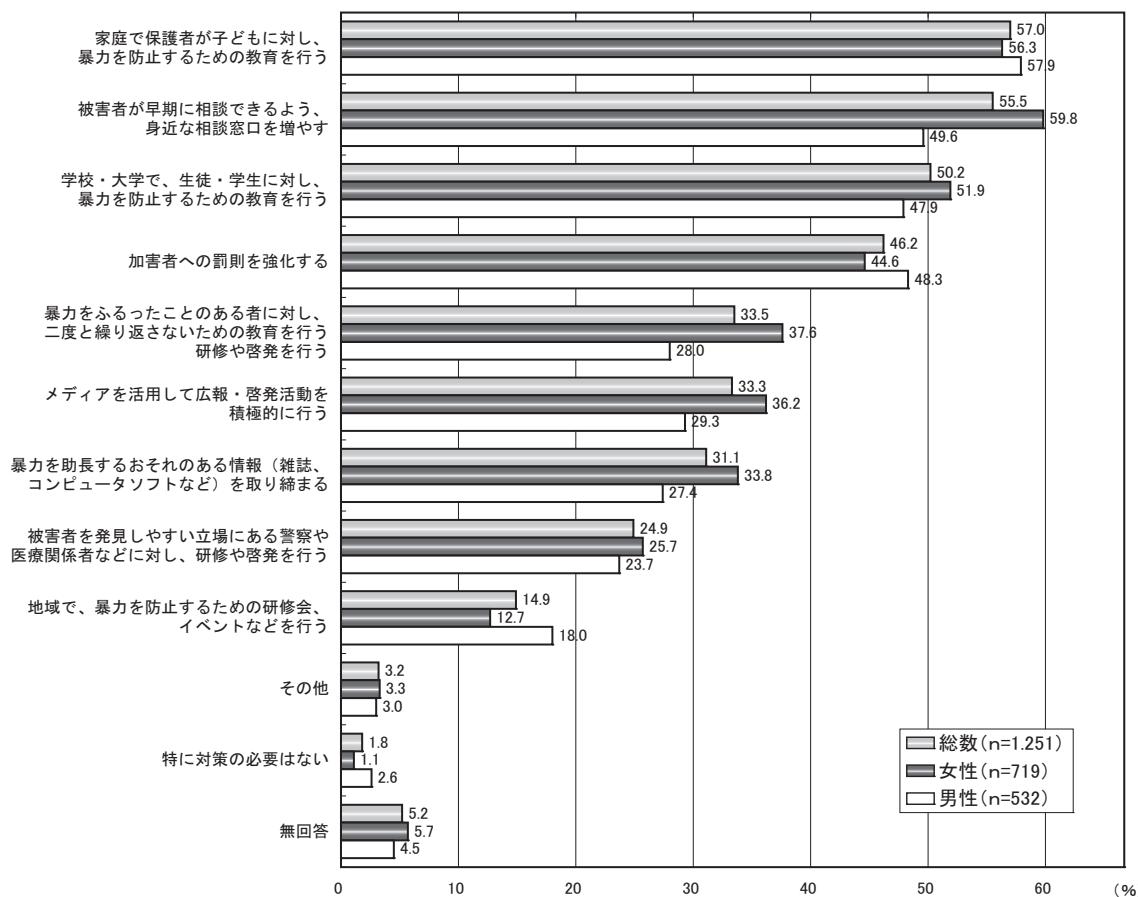
平成29年10月に開設した、いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」では、電話や面接による相談受付、心に受けた傷のケアのためのカウンセリングの実施、医療機関や警察、弁護士会など関係機関への付き添い等の支援を行っており、平成29年度の相談件数は124件であった。

5 男女間における暴力をなくすために必要なこと

平成27年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、女性では「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も多く、男性では「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が最も多くなっている。

このほか、学校・大学での教育が必要という答えも多くなっている。

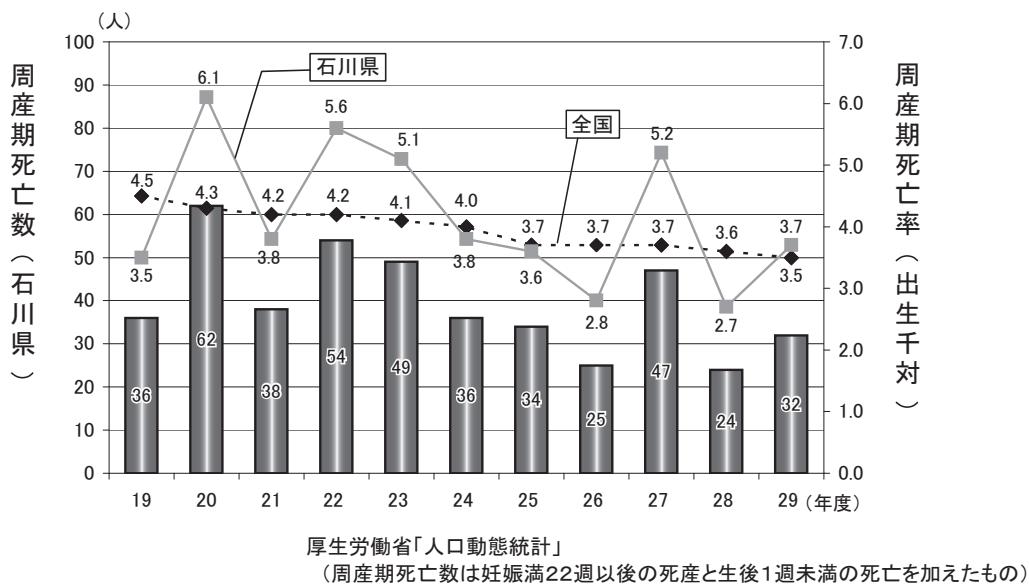
男女間における暴力をなくすために必要なこと



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

6 女性の健康への配慮

女性には妊娠、出産など、生涯を通して健康上配慮すべき点がある。そのため、女性が健康状態に応じて的確に自己管理できるように、健康に関する教育や社会の配慮が必要である。

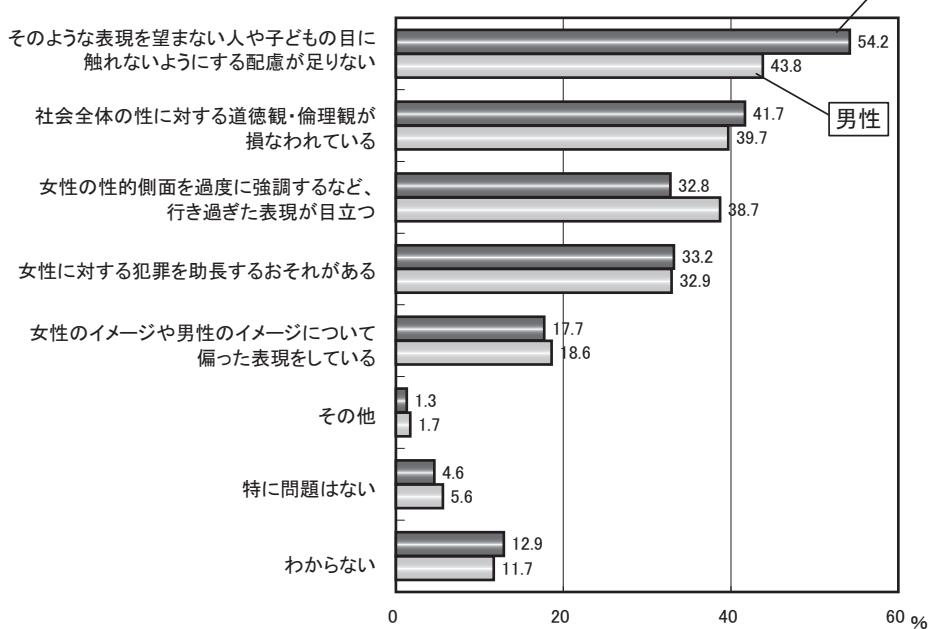


7 メディアにおける女性の人権の尊重

メディアにおける性・暴力表現について、男女ともに「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」が最も多い。次いで女性では「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」、「女性に対する犯罪を助長するおそれがある」の順となり、一方男性では「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」の順となっている。

また「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」は特に男女差が大きく、女性が10.4ポイント多くなっている。

メディアにおける性・暴力表現



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」（男女共同参画課）

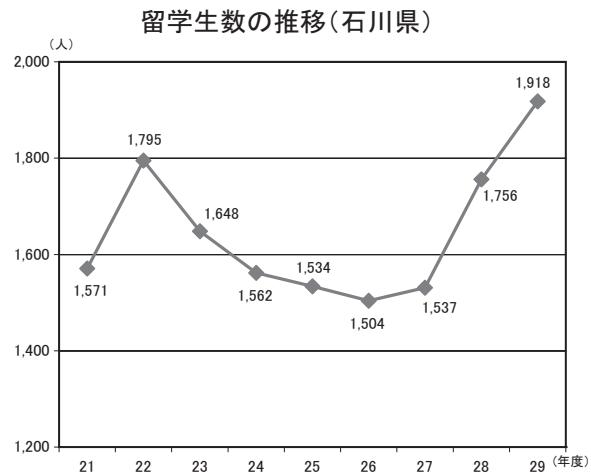
基本目標V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接に関係するため、国の取組や国際動向の把握に努めるとともに、国際交流の充実を図る中で男女共同参画に関する国際的視点も養うことが重要である。

本県では、中国江蘇省の女性団体と交流があり、平成10年度より交互に派遣・受入を行っている。



資料:国際交流課



資料:国際交流課

中国江蘇省女性団体との交流状況

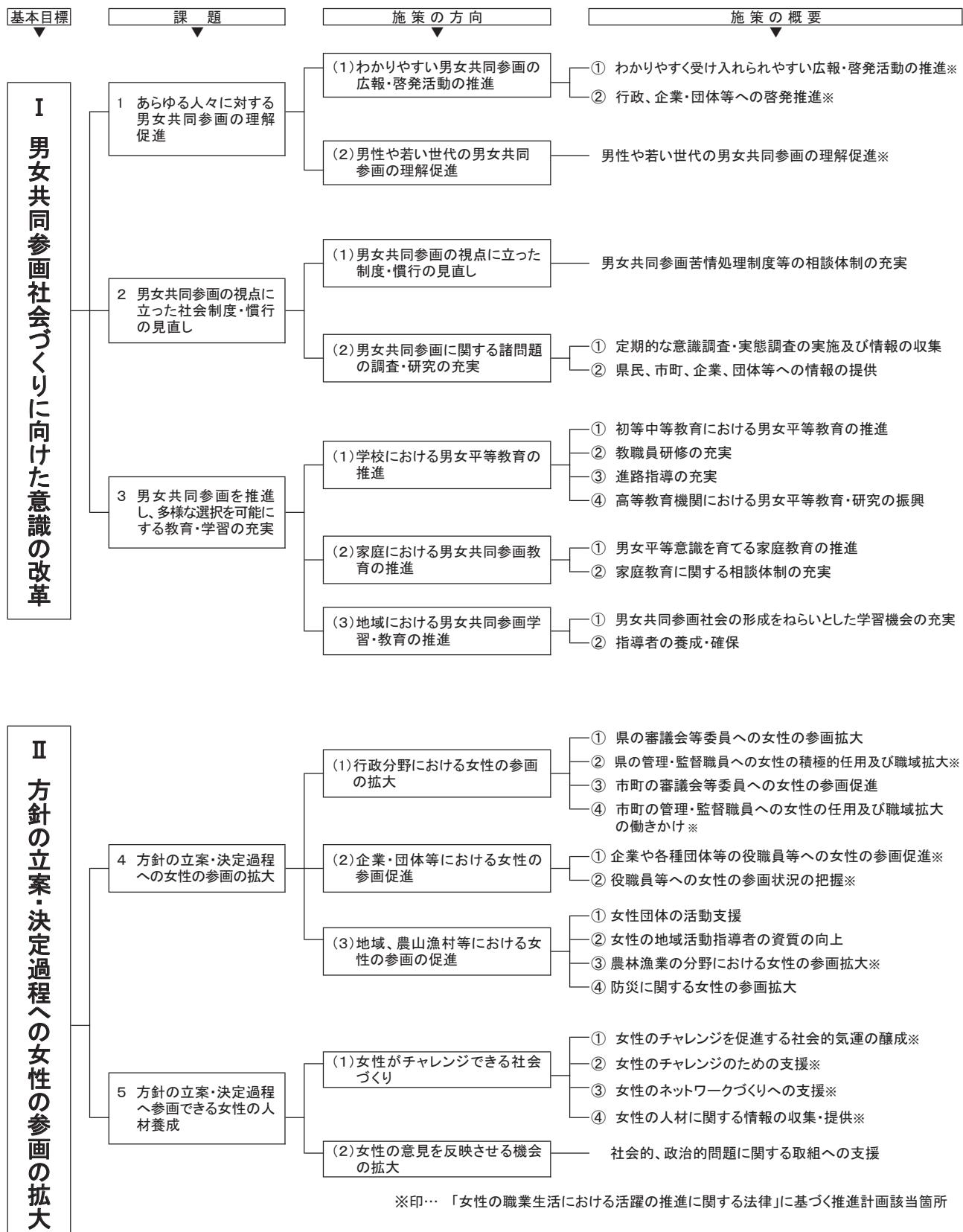
平成30年度	受入人	6	・県内女性団体との交流会、県職員との交流会 ・県施設視察 ・知事表敬訪問
平成29年度	派遣人	6	・婦女連合会(江蘇省・南京市・蘇州市)との意見交換・交流 ・江蘇省婦人児童活動センター支部等視察 ・江蘇省人民对外友好協会との交流

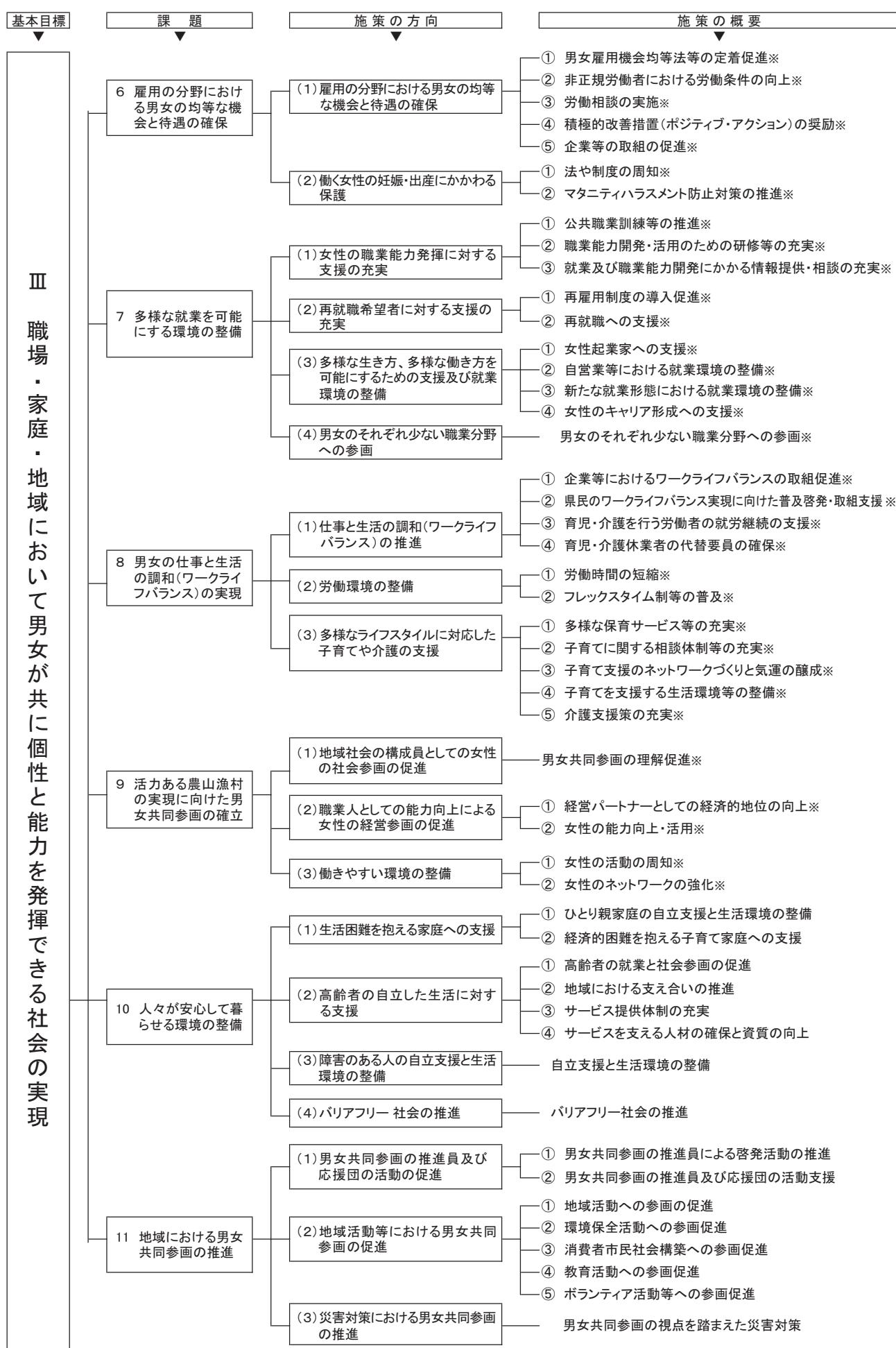
資料:男女共同参画課

第 2 部

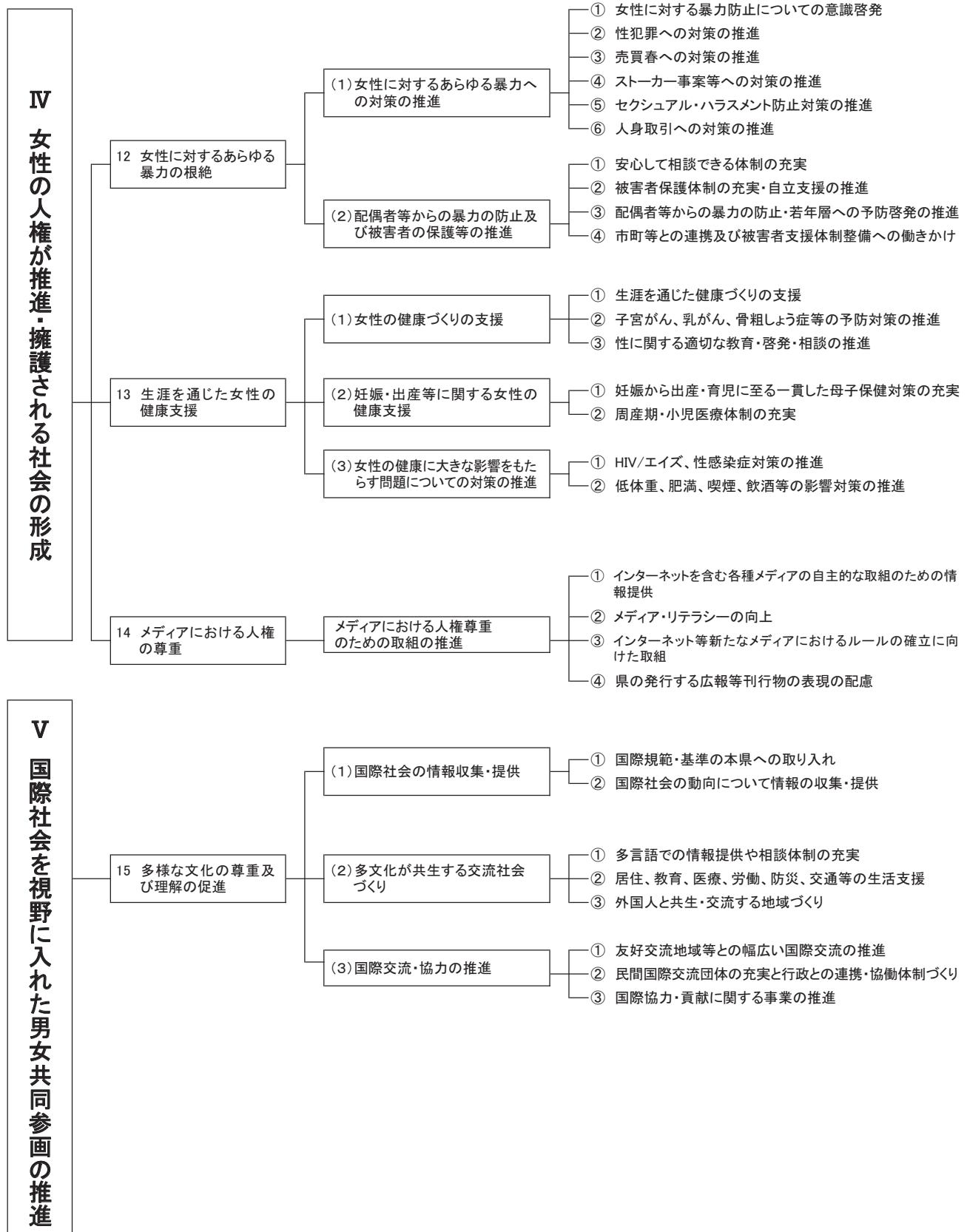
本県の男女共同参画の推進に関する 施策の状況

1 「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」の体系図





※印…「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画該当箇所
-23-



2 「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」数値目標

基本目標	項目	数値(目標年度)	現状(年度)	備考
I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (H32)	64.5% (H27)	
	「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度	100% (H32)	34.1% (H27)	
II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	県の審議会等における女性委員の割合	50% (H32)	37.8% (H30)	
	管理的職業従事者に占める女性の割合 ※(国勢調査「就業状態等基本集計」による)	15% (H32)	14.7% (H27)	
	自治会長に占める女性の割合	10% (H32)	2.5% (H30)	
	女性農業委員の割合	10% (H32)	11.2% (H29)	男女共同参画i&i (あいあい)プランの 目標値
	女性防災士数	1,000人 (H28) 2,000人 (H33)	1,244人 (H29)	
III 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現	いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定数 ※	500社 (H31)	429社 (H30)	H24からの累計
	ワークライフバランス表彰企業数	70社 (H31)	62社 (H29)	いしかわエンゼルプラン2015の目標値
	男性の育児休業取得率 ※	13% (H32)	2.0% (H28)	
	県職員の男性の育児休業及び育児参加休暇の取得率 ※	70% (H31)	50.8% (H29)	次世代育成支援対策推進法に基づく 石川県特定事業主行動計画の目標値
	ワークライフバランスの認知度	70% (H30)	51.4% (H25)	
	病児・病後児保育(病児・病後児対応型)	40箇所 (H31)	36箇所 (H29)	
	放課後児童クラブ	300クラブ (H31)	330クラブ (H30)	いしかわエンゼルプラン2015の目標値
	子育て支援総合アドバイザー配置市町数	全市町 (H31)	18市町 (H29)	
	在宅育児家庭通園保育モデル事業の利用者満足度	80% (H31)	95.4% (H29)	
	地域子育て支援拠点	133箇所 (H31)	123箇所 (H29)	
	家族経営協定締結数	278戸 (H32)	267戸 (H29)	男女共同参画i&i (あいあい)プランの 目標値
	女性認定農業者数	127経営体 (H32)	83経営体 (H29)	
	農山漁村における女性起業者数	191経営体 (H32)	130経営体 (H29)	
	特別養護老人ホームの定員	7,406床 (H32)	7,290床 (H29)	
	介護老人保健施設の定員	4,234床 (H32)	4,234床 (H29)	石川県長寿社会プラン2018の目標値
	認知症高齢者グループホームの定員	3,130床 (H32)	3,019床 (H29)	
IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	「女性相談支援センター」の周知度	100% (H32)	26.0% (H27)	
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の策定市町の割合	100% (H32)	94.7% (H30)	

※印…「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画該当箇所

3 「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」施策体系別事業一覧

各部局が実施している事業のうち、「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」の課題に
関係の深いものについて広くとらえて列記したものである。

基本目標I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

- 〔課題1 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進〕
- 〔課題2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し〕
- 〔課題3 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実〕

該当する 課題No.	事業（制度）名	H30事業費 (千円)	担当課
1	人権意識の普及啓発活動の展開	37,012	人権推進室
1	人権の尊重や男女共同参画に関する研修の充実	—	人事課
	男女共同参画審議会の開催	388	男女共同参画課
1・3	大学でのワークショップの実施	160	男女共同参画課
1・4・6・8	企業における男女共同参画の推進	1,200	男女共同参画課
1・4・6・8	〔新〕企業における女性活躍の推進	2,800	男女共同参画課
1・3・11	男女共同参画推進員の設置	1,575	男女共同参画課
1	男女共同参画推進状況報告書の作成	56	男女共同参画課
1	男女共同参画のつどいの開催	387	男女共同参画課
1・5・6	多様な機会・媒体を通じた広報・啓発	—	男女共同参画課
1・4	男女共同参画推進庁内連絡会議の開催	—	男女共同参画課
1	女性センターの管理運営	45,299	男女共同参画課
1・3・4・5・7・11	（公財）いしかわ女性基金への支援	6,132	男女共同参画課
2	男女共同参画苦情処理機関の設置	464	男女共同参画課
2・12	女性なんでも相談室の運営	2,334	男女共同参画課
2	悲しみ110番の運営	296	男女共同参画課
3	人権教育講話開催	1,399	人権推進室 (学校指導課)
3	男女共同参画啓発副読本（小学校5年生用）の作成・配布	640	男女共同参画課
3	教職員の基本研修、専門研修、特別研修などあらゆる研修機会の活用	108,302	学校指導課
3	学校教育における人権教育の推進	1,634	学校指導課
3	人権教育副読本の作成・配布	2,000	学校指導課
3	職業ガイダンスや在り方、生き方教育の充実	—	学校指導課
3	指定校における人権教育モデル授業の実施	692	学校指導課
3	家庭教育テレビ番組等による学習機会の提供	15,145	生涯学習課
3	親の学びを応援する「肝心かなめの1年生塾」の実施	780	生涯学習課
3	〔新〕企業と連携した家庭教育支援事業の実施	1,000	生涯学習課
3・8	家庭教育電話相談、家庭教育カウンセリングの実施	915	生涯学習課
3・11	公民館等の社会教育施設における学習機会の提供	—	生涯学習課

基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

- 〔課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
課題5 方針の立案・決定過程へ参画できる女性の人材養成〕

該当する 課題No.	事業（制度）名	H30事業費 (千円)	担当課
4	県の管理・監督者への女性の積極的任用	—	人事課
4	県の女性職員の職域拡大	—	人事課
4	県の女性職員の能力開発	—	人事課
4	各種女性団体連絡協議会の活動支援	280	男女共同参画課
4・8	ワークセミナーの開催	491	労働企画課
4	男女共同参画社会の形成に資する研修会や交流会等の開催支援	—	男女共同参画課 生涯学習課
4	「女性が職場を考える検討委員会」による良好な職場環境の実現	—	県警本部
5	女性県政会議開催事業費負担金	1,250	男女共同参画課
5・10・11	女性県政学習バスの運行	22,677	男女共同参画課
1・4・6・8	企業における男女共同参画の推進（再掲）	(1,200)	男女共同参画課
1・4・6・8	（新）企業における女性活躍の推進（再掲）	(2,800)	男女共同参画課
1・4	男女共同参画推進府内連絡会議の開催（再掲）	—	男女共同参画課
1・3・4・5・7・11	（公財）いしかわ女性基金への支援（再掲）	(6,132)	男女共同参画課
1・5・6	多様な機会・媒体を通じた広報・啓発（再掲）	—	男女共同参画課

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

- 〔課題6 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
課題7 多様な就業を可能にする環境の整備
課題8 男女の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現
課題9 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
課題10 人々が安心して暮らせる環境の整備
課題11 地域における男女共同参画の推進〕

該当する 課題No.	事業（制度）名	H30事業費 (千円)	担当課
6	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知・啓発	—	労働企画課
6	女性就業促進支援融資制度	—	経営支援課
6・7	女性ものづくり人材等確保支援事業	5,700	労働企画課
6・7	常設労働相談・総合労働相談会実施	—	労働企画課
6・8	育児・介護休業法、労働基準法の周知・啓発	—	労働企画課
6・8	わくわくワークいしかわの発行	1,124	労働企画課
6・8	賃金等労働条件実態調査（育児介護休業取得状況の調査）実施	1,834	労働企画課
6・12	男女雇用機会均等法、職場におけるポジティブ・アクションの広報・啓発	—	労働企画課
6・12	職業能力開発プラザにおける情報提供・相談	19,089	労働企画課
7	女性のための起業チャレンジ相談窓口の設置	670	男女共同参画課
7	商工会等役員への女性登用	—	経営支援課
7	商工会青年部・女性部活動費補助金	3,000	経営支援課
7	創業者支援融資及び小口零細融資（創業者支援分）（新規融資枠）	3,000,000	経営支援課
7	創業支援コンサルティング事業費補助金	4,000	経営支援課
7	若手後継者等経営力向上支援事業費補助金	1,000	経営支援課
7	公共職業能力開発施設における職業能力開発推進	172,636	労働企画課
7	離職者等における高度人材の養成推進	461,142	労働企画課
7	（新）女性・高齢者等人材創出プロジェクト事業	158,500	労働企画課
7	潜在的な女性人材等確保支援事業	6,500	労働企画課
8	県職員の育児休業制度の周知及び取得しやすい職場の雰囲気づくりの推進	—	人事課
8	県職員の「育児の日」制定と子育て支援ハンドブックの作成・配付	—	人事課
8	ワークライフバランスの推進	11,000	少子化対策監室
8	（新）一般事業主行動計画の策定支援	14,500	少子化対策監室
8	県民育児の日（毎月19日）の普及	—	少子化対策監室
8	ファミリーサポートセンターに対する運営支援	14,352	少子化対策監室
8	勤労者育児・介護休業資金融資制度	—	労働企画課

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

該当する 課題No.	事業（制度）名	H30事業費 (千円)	担当課
8	職場環境改善セミナーの開催	3,000	労働企画課
8	女性医師就業継続支援	3,000	地域医療推進室
8	産休等の保育所等職員の代替職員の確保	16,034	少子化対策監室
8	いしかわエンゼルプランの推進	3,679	少子化対策監室
8	プレミアム・パスポートの実施	6,250	少子化対策監室
8	エンゼルマーク運動の推進	—	少子化対策監室
8	エンゼル・サポート事業の実施	—	少子化対策監室
8	多子世帯の保育料無料化	451,122	少子化対策監室
8	多子世帯の病児・病後児保育利用料無料化	1,900	少子化対策監室
8	延長保育の実施	79,118	少子化対策監室
8	休日保育の実施	—	少子化対策監室
8	病児・病後児に対する保育サービスの実施	163,038	少子化対策監室
8	障害児保育体制の充実	25,338	少子化対策監室
8	一時預かり事業の実施	98,958	少子化対策監室
8	在宅育児家庭通園保育モデル事業の実施	24,000	少子化対策監室
8	放課後児童クラブの充実	759,254	少子化対策監室
8	多子世帯の放課後児童クラブ利用料無料化	31,982	少子化対策監室
8	児童相談所の機能充実	23,590	少子化対策監室
8	こどもダイヤル相談における相談	1,750	少子化対策監室
8	地域子育て支援拠点の事業の実施	177,662	少子化対策監室
8	マイ保育園の登録制度の普及と機能強化	59,071	少子化対策監室
8	子育てに関する情報提供の推進	4,100	少子化対策監室
8	子育てサークルへの支援	4,510	少子化対策監室
8	「赤ちゃんの駅」の登録の推進	—	少子化対策監室
8	放課後子ども教室の取組への支援	7,857	生涯学習課
9	農山漁村における男女共同参画の推進	1,083	農業政策課
10・11	（公財）県民ボランティアセンターによる活動の支援	14,290	県民交流課
10・11	NPO活動の促進	14,872	県民交流課
10・11	石川県健民運動推進本部補助金	20,641	県民交流課
10	母子・父子福祉センターの運営	9,823	少子化対策監室
10	就業相談から情報提供までの一貫した就業支援	7,950	少子化対策監室
10	就業に必要な技能や資格を取得するための給付金制度	11,030	少子化対策監室
10	準備講習付き公共職業訓練の実施	9,404	少子化対策監室
10	母子家庭就業支援員の配置	7,950	少子化対策監室
10	児童扶養手当の支給	378,687	少子化対策監室
10	母子父子寡婦福祉資金の貸付	140,250	少子化対策監室
10	ひとり親家庭医療費の助成	174,903	少子化対策監室
10	ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用の助成	7,233	少子化対策監室
10	交通災害等遺児に対する支援	400	少子化対策監室
10	母子・父子自立支援員等による相談の実施	10,927	少子化対策監室
10	奨学金制度の実施	345,187	庶務課
10	教育費負担軽減奨学金の実施	313,651	総務課 庶務課
10	高齢者雇用支援	—	労働企画課
10	シルバー人材センター連合会補助金	8,580	労働企画課
10	高齢者相互支援啓発事業費補助金	384	長寿社会課
10	認知症高齢者介護相談等事業費補助金	250	長寿社会課
10	介護支援専門員研修の実施	31,899	長寿社会課
10	がんばる老人クラブ育成支援事業委託費	550	長寿社会課
10	老人クラブ補助金	42,144	長寿社会課
10	老人クラブ健康増進事業費補助金	488	長寿社会課
10	高齢者介護施設事故防止対策の実施	—	長寿社会課

基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

該当する 課題No.	事業（制度）名	H30事業費 (千円)	担当課
10	傾聴ボランティアの養成	206	長寿社会課
10	地域見守りネットワークの推進	394	長寿社会課
10	地域支援事業交付金	883, 561	長寿社会課
10	生涯現役介護ボランティアの推進	130	長寿社会課
10	認知症フォーラムの開催	1, 150	長寿社会課
10	認知症ハートフルサポート企業・団体の認定	200	長寿社会課
10	新 認知症カフェ運営セミナーの開催	1, 000	長寿社会課
10	高齢者向け住宅の整備充実	—	建築住宅課
10	県民大学校の充実等学習機会の提供	37, 319	生涯学習課
10	障害者介護等給付費負担金	5, 226, 641	障害保健福祉課
10	障害者地域生活支援事業費補助金	208, 167	障害保健福祉課
10	在宅障害児等への療育相談支援	3, 462	障害保健福祉課
10	石川セルフ振興センター運営事業費補助金	940	障害保健福祉課
10	知的障害者ホームヘルパー資格取得研修の実施	—	障害保健福祉課
10	知的障害児・者の地域生活促進	1, 592	障害保健福祉課
10	精神障害者への地域生活支援	600	障害保健福祉課
10	障害者授産所施設通所交通費補助金	2, 700	障害保健福祉課
10	身体障害者福祉ホーム運営費補助金	5, 068	障害保健福祉課
10	知的障害者福祉ホーム運営費補助金	2, 688	障害保健福祉課
10	精育園グループホーム費	—	障害保健福祉課
10	障害者ふれあいフェスティバルの開催	8, 200	障害保健福祉課
10	身体障害者福祉大会の開催	300	障害保健福祉課
10	知的障害者の地域支援の推進	315	障害保健福祉課
10	ひきこもりへの社会参加復帰支援	1, 560	障害保健福祉課
10	障害者スポーツ大会の開催	7, 225	障害保健福祉課
10	全国障害者スポーツ大会への選手派遣	6, 348	障害保健福祉課
10	障害者スポーツの競技力向上促進	300	障害保健福祉課
10	障害者スポーツの普及促進	6, 040	障害保健福祉課
10	障害者社会参加推進センターの運営	5, 014	障害保健福祉課
10	身体障害者福祉推進員等の設置	14, 351	障害保健福祉課
10	障害者の温泉療養への助成	18, 000	障害保健福祉課
10	社会復帰訓練対策	—	障害保健福祉課
10	自閉症支援センターの運営	24, 576	障害保健福祉課
10	発達障害支援体制の整備	16, 240	障害保健福祉課
10	高次脳機能障害支援体制の整備	826	障害保健福祉課
10	視覚障害者情報文化センターの運営	38, 397	障害保健福祉課
10	重度盲ろう者通訳・介護員の派遣	2, 919	障害保健福祉課
10	障害者ＩＴサポートセンターの運営	977	障害保健福祉課
10	聴覚障害者センターの運営	28, 492	障害保健福祉課
10	手話通訳・要約筆記者の健康対策	200	障害保健福祉課
10	新 手話言語条例の普及啓発	3, 500	障害保健福祉課
10	新 農福連携等による障害者就労支援事業	4, 500	障害保健福祉課
10	難病患者地域療養支援	700	健康推進課
10	難病相談・支援センターの運営	9, 275	健康推進課
10	障害者職場実習実施	14, 500	労働企画課
10	職場適応訓練実施	1, 812	労働企画課
10	心身障害者就業資金貸付金	580	労働企画課
10	福祉人材センターの機能強化	44, 000	厚生政策課
10	福祉ボランティアセンター事業費補助金	17, 760	厚生政策課
10	バリアフリー社会の推進	613	厚生政策課
10	自立支援型住宅リフォーム推進事業費補助金	16, 950	厚生政策課
10	バリアフリー推進工房	2, 091	厚生政策課
10	バリアフリー施設整備促進融資資金	548	厚生政策課

基本目標III 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

該当する 課題No.	事業（制度）名	H30事業費 (千円)	担当課
10	公衆浴場施設改善事業費補助金	2,800	薬事衛生課
10	バリアフリーに配慮した県営住宅の整備	669,571	建築住宅課
11	消費者教育の推進	9,466	生活安全課
11	消費者活動への支援	2,760	生活安全課
11	消費者市民社会の啓発活動の実施	500	生活安全課
11	県民エコステーション事業費補助金	18,587	環境政策課
11	「心の教育」の推進	7,122	生涯学習課
11	土曜日の教育活動の取組への支援	5,911	生涯学習課
11	石川県婦人団体協議会の活動支援	1,730	生涯学習課
11	自主防災組織強化対策費	22,200	危機対策課
11	相談業務の充実、防犯指導・広報、避難場所及びその周辺の警戒	—	警察本部
1・4・6・8	企業における男女共同参画の推進（再掲）	(1,200)	男女共同参画課
1・4・6・8	〔新〕企業における女性活躍の推進（再掲）	(2,800)	男女共同参画課
1・5・6	多様な機会・媒体を通じた広報・啓発（再掲）	—	男女共同参画課
1・3・4・5・7・11	（公財）いしかわ女性基金への支援（再掲）	(6,132)	男女共同参画課
4・8	ワークセミナーの開催（再掲）	(491)	労働企画課
3・8	家庭教育電話相談、家庭教育カウンセリングの実施（再掲）	(915)	生涯学習課
5・10・11	女性県政学習バスの運行（再掲）	(22,677)	男女共同参画課
1・3・11	男女共同参画推進員の設置（再掲）	(1,575)	男女共同参画課

基本目標IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

〔課題12 女性に対するあらゆる暴力の根絶
課題13 生涯を通じた女性の健康支援
課題14 メディアにおける人権の尊重〕

該当する 課題No.	事業（制度）名	H30事業費 (千円)	担当課
12	DV被害者等への経済的自立に向けた支援	216	男女共同参画課
12	DV被害者の語り合う場の提供	112	男女共同参画課
12	いしかわパープルリボンキャンペーンの実施	763	男女共同参画課
12	若年層への交際相手からの暴力の予防啓発	616	男女共同参画課
12	DV相談員等育成研修の実施	600	男女共同参画課
12	DV対策関係機関の連携強化	276	男女共同参画課
12	「いしかわ性暴力被害者支援センター」の運営	4,500	男女共同参画課
12	女性相談支援センターの管理運営	8,295	男女共同参画課
12	DVホットラインの運営等	4,431	男女共同参画課
12	一時保護所の管理運営	8,267	男女共同参画課
12	女性保護施設の管理運営	11,028	男女共同参画課
12	防犯まちづくりの推進	2,367	生活安全課
12	青少年の非行防止と有害環境の浄化	3,010	少子化対策監室
12	児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーンの実施	7,000	少子化対策監室
12	各種広報誌やチラシ等を活用した相談窓口の周知	227	警察本部
12	各種相談窓口の連携による女性の暴力に関する相談対応能力の向上	41	警察本部
12	相談員の適切な配置と研修の充実	40	警察本部
12	被害者を総合的・継続的にサポートできるシステムの整備	34	警察本部
12	女性被害者に接する機関等の合同研究会の開催等連携強化	—	警察本部
12	「石川被害者等支援連絡協議会」における相互連携	—	警察本部
12	女性・子供を対象とした地域安全情報の提供、防犯指導の実施	—	警察本部
12	安全・安心なまちづくりの推進	—	警察本部
12	関係法令の適切な運用（性犯罪への対策）	—	警察本部
12	人身安全関連事案対策室による性犯罪等の未然防止活動の推進	—	警察本部

基本目標IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

該当する 課題No.	事業（制度）名	H30事業費 (千円)	担当課
12	性犯罪捜査体制の整備	—	警察本部
12	指定された警察職員による被害者のニーズを踏まえた適切な支援活動の実践	—	警察本部
12	被害者への初診料等経費の負担軽減	1,036	警察本部
12	被害少年カウンセリングアドバイザー（心理専門家）による職員への指導・助言	49	警察本部
12	少年警察捕導員による継続支援	—	警察本部
12	風俗環境浄化対策の推進	—	警察本部
12	関係法令の適切な運用 ((児童)売買春への対策)	—	警察本部
12	関係法令の適切な運用 (ストーカー行為等への対策)	—	警察本部
12	関係機関・団体が一体となった被害者支援の実施	—	警察本部
12	防犯指導、自衛対応策及び各種援助の教示	—	警察本部
12	関係法令の適切な運用 (人身取引への対策)	—	警察本部
12	被害者の適切な保護	—	警察本部
12	教職員研修等による周知啓発	—	学校指導課
13	いしかわ健康フロンティア戦略の推進	1,473	健康推進課
13	がん対策の推進	1,000	健康推進課
13	いしかわW i n ・ G プロジェクト開催費補助金	2,000	健康推進課
13	禁煙支援等の普及	1,738	健康推進課
13	小児救急電話相談	11,501	地域医療推進室
13	小児救急医療啓発	420	地域医療推進室
13	女性診療科における性差医療の実施	—	中央病院
13	いしかわ総合母子医療センターの運営	—	中央病院
13	小児救急対策出前講座の開催	964	地域医療推進室
13	不妊相談センター・妊娠110番における相談と情報提供	4,397	少子化対策監室
13	不妊治療等に対する助成	196,317	少子化対策監室
13	未熟児、多胎児、ハイリスク妊娠婦等の出産・育児に対する支援	19,871	少子化対策監室
13	妊娠婦健康診査の推進及び保健指導の実施	—	少子化対策監室
13	乳幼児健康診査の推進及び保健指導の実施	—	少子化対策監室
13	小児慢性特定疾病医療費	149,016	健康推進課
13	健康診査管理指導	2,010	健康推進課
13	エイズに関する正しい知識啓発普及	232	健康推進課
13	風しん抗体検査の実施	3,236	健康推進課
13	ロコモ予防の普及啓発	700	健康推進課
13	ヘルシー＆デリシャスメニュー普及	3,500	健康推進課
13	新 企業における健康経営の推進	8,000	健康推進課
13	H I V相談検査窓口設置	751	健康推進課
13	性感染症相談検査窓口設置	917	健康推進課
13	性感染症の予防	3,000	健康推進課
13	学校における教育の推進	—	警察本部
13	危険ドラッグ等薬物乱用防止対策の推進	1,032	薬事衛生課
13	児童生徒への指導	—	学校指導課
14	有害図書等の指定及び販売の制限	529	少子化対策監室
14	有害図書の点検活動	—	警察本部
14	インターネット等の適正利用の推進	2,981	学校指導課 生涯学習課
14	フィルタリングサービスに関する講習会及び広報の実施	—	警察本部
14	インターネットカフェ立入状況の調査活動	—	警察本部
2・12	女性なんでも相談室の運営（再掲）	(2,334)	男女共同参画課
6・12	男女雇用機会均等法、職場におけるポジティブ・アクションの広報・啓発（再掲）	—	労働企画課
6・12	職業能力開発プラザにおける情報提供・相談（再掲）	19,089	労働企画課

基本目標V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

[課題15 多様な文化の尊重及び理解の促進]

該当する 課題No.	事業（制度）名	H30事業費 (千円)	担当課
15	中国江蘇省女性団体との交流	1,348	男女共同参画課
15	女性を取り巻く諸問題に関する情報収集・提供	—	男女共同参画課
15	国際環境協力の推進	615	環境政策課
15	国際交流基金との連携による日本語教育の充実	3,000	国際交流課
15	日本語・日本文化研修プログラムの実施	40,695	国際交流課
15	石川インターナショナルの実施	1,600	国際交流課
15	アジアフォーラム開催費補助金	960	国際交流課
15	草の根国際活動促進事業費補助金	500	国際交流課
15	「21世紀石川少年の翼」事業負担金	3,200	国際交流課
15	国際交流員の設置	25,468	国際交流課
15	青年海外協力活動の促進	790	国際交流課
15	留学生への支援	34,200	国際交流課
15	海外県人会との青少年相互派遣等	4,450	国際交流課
15	多文化共生社会づくりの促進	—	国際交流課
15	あんしん賃貸支援事業	—	建築住宅課
15	ポリスヘルプライン	29	警察本部
15	外国語による運転免許学科試験の実施（英・中国・ポルトガル語）	—	警察本部
15	外国語版被害者の手引きの作成（英語・中国語）	—	警察本部

第 3 部

市町における男女共同参画の推進状況

市町では男女共同参画の必要性に対する理解が深まり、女性の社会参画はもちろん、男性も含めあらゆる人々にとって生活しやすい充実した社会をつくることが、地域の活力を増し、豊かなまちづくりの実現につながるとの認識をもって積極的に取組が進められている。

こうした結果、平成23年3月末までに、本県のすべての市町において男女共同参画計画の策定と条例の制定が達成されたところである。各市町が男女共同参画の基本理念や行政、住民、事業者の責務を明らかにする条例及び計画によって取組の方向性を示したことにより、地域社会が一体となって男女共同参画を進める環境が整えられたこととなる。なお、全国市町村の計画策定率が75.2%、条例制定率が36.5%にとどまる中、いずれも達成率100%を実現しているのは全国で本県を含め、3県のみである。(平成29年4月1日現在)

また、金沢市、七尾市、小松市、加賀市、白山市が地方公共団体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となっている。

各市町においては啓発活動を中心に様々な事業が行われているところであるが、今後も地域の実情に応じた取組により、男女共同参画社会のさらなる推進が期待される。

1 庁内連絡会議、諮詢機関等の設置状況 (H30. 4. 1現在)

市町名	庁内連絡会議		諮詢機関、懇話会等	
	名 称		名 称	
1 金沢市	金沢市男女共同参画推進庁内連絡会議		金沢市男女共同参画審議会	
2 七尾市	七尾市男女共同参画推進本部		七尾市男女共同参画審議会	
3 小松市	小松市男女共同参画推進本部		小松市男女共同参画推進委員会	
4 輪島市			輪島市男女共同参画推進審議会	
5 珠洲市			珠洲市男女共同参画審議会	
6 加賀市	加賀市男女共同参画推進本部		加賀市男女共同参画審議会	
7 羽咋市			羽咋市男女共同参画推進委員会	
8 かほく市			かほく市男女共同参画審議会	
9 白山市	白山市男女共同参画推進会議		白山市男女共同参画審議会	
10 能美市			能美市男女共同参画審議会	
11 野々市市	野々市市男女共同参画推進連絡会議		野々市市男女共同参画審議会	
12 川北町			川北町男女共同参画審議会	
13 津幡町			津幡町男女共同参画審議会	
14 内灘町	内灘町男女共同参画推進庁内連絡会		内灘町男女共同参画推進委員会	
15 志賀町			志賀町男女共同参画審議会	
16 宝達志水町			宝達志水町男女共同参画審議会	
17 中能登町			中能登町男女共同参画審議会	
18 穴水町			穴水町男女共同参画推進委員会	
19 能登町			能登町男女共同参画推進審議会	
計	6市1町		11市8町	

2 条例の制定及び計画の策定状況 (H30. 4. 1現在)

市町名	男女共同参画に関する条例の制定		男女共同参画に関する計画の策定		
	名 称	公布日	名 称	策定期間	計画期間
1 金沢市	金沢市男女共同参画推進条例	H13. 12. 19	新金沢市男女共同参画推進行動計画改定版	H29. 4	H29. 4~35. 3
2 七尾市	七尾市男女共同参画推進条例	H16. 10. 1	七尾市男女共同参画推進プラン（第3次）	H28. 3	H28. 4~33. 3
3 小松市	小松市男女共同参画基本条例	H12. 9. 25	「共同参画のまち こまつ」への道しるべ	H28. 4	H28. 4~33. 3
4 輪島市	輪島市男女共同参画推進条例	H18. 12. 28	輪島市男女共同参画行動計画	H29. 3	H29. 4~34. 3
5 珠洲市	珠洲市男女共同参画推進条例	H22. 3. 19	第4次すず男女共同参画行動プラン	H29. 3	H29. 4~34. 3
6 加賀市	加賀市男女共同参画推進条例	H17. 10. 1	加賀市男女共同参画プラン	H26. 3	H26. 4~31. 3
7 羽咋市	羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	H13. 3. 27	羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン（第4次）	H28. 3	H28. 4~33. 3
8 かほく市	かほく市男女共同参画推進条例	H18. 12. 18	第2次かほく市男女共同参画行動計画	H29. 7	H29. 7~39. 3
9 白山市	白山市男女共同参画推進条例	H20. 3. 19	第2次白山市男女共同参画行動計画	H29. 3	H29. 4~39. 3
10 能美市	能美市男女共同参画推進条例	H23. 3. 17	能美市男女共同参画プラン	H22. 3	H22. 4~32. 3
11 野々市市	野々市市男女共同参画推進条例	H16. 3. 22	野々市市第2次男女共同参画プラン改定版（第2次男女共同参画行動計画改定版）	H29. 4	H29. 4~33. 3
12 川北町	川北町男女共同参画推進条例	H22. 12. 13	川北町男女共同参画推進 行動計画	H23. 4	H23. 4~
13 津幡町	津幡町男女共同参画推進条例	H22. 9. 13	津幡町男女共同参画推進プラン（第2次）	H25. 4	H25. 4~35. 3
14 内灘町	内灘町男女共同参画まちづくり条例	H19. 12. 26	内灘町男女共同参画推進行動計画	H30. 3	H30. 4~40. 3
15 志賀町	志賀町男女共同参画推進条例	H17. 9. 1	第2次志賀町男女共同参画行動計画	H25. 3	H25. 4~35. 3
16 宝達志水町	宝達志水町男女共同参画推進条例	H22. 11. 30	第3次宝達志水町男女共同参画行動計画	H27. 3	H27. 4~33. 3
17 中能登町	中能登町男女共同参画推進条例	H21. 3. 4	第2期中能登町男女共同参画行動計画	H28. 3	H28. 4~33. 3
18 穴水町	穴水町男女共同参画推進条例	H22. 3. 19	穴水町男女共同参画推進行動計画	H22. 1	H22. 1~
19 能登町	能登町男女共同参画推進条例	H23. 3. 18	第2次能登町男女共同参画行動計画	H28. 3	H28. 4~32. 3
計	11市8町		11市8町		

3 意識調査等の実施、推進員の設置状況 (H30. 4. 1現在)

市町名	男女共同参画に関する意識調査等の実施		男女共同参画に関する推進員の設置			構成員数（人）
	調査名	実施年度	名称		男	
1 金沢市	金沢市の男女共同参画に関する意識についてのアンケート	H29	金沢市男女共同参画アドバイザー連絡会		33	7 26
2 七尾市	七尾市まちづくり市民意識調査（一部男女共同参画関係）	H26	七尾市男女参画推進員		42	20 22
3 小松市	男女共同参画に関する市民アンケート 働く男女(ひと)の職場環境に関するアンケート	H26 H26				
4 輪島市	男女共同参画社会を考える市民調査	H28	輪島市男女共同参画推進員		11	1 10
5 珠洲市	珠洲市男女共同参画に関する市民意識調査	H23				
6 加賀市	男女共同参画に関する市民意識調査	H27				
7 羽咋市	男女共同参画に関する市民意識調査	H26	羽咋市男女共同参画推進委員		15	8 7
8 かほく市	男女共同参画に関する市民意識調査	H24				
9 白山市	白山市男女共同参画に関する市民意識調査	H28				
10 能美市	能美市男女共同参画市民意識調査	H26	能美市男女共同参画推進委員		19	7 12
11 野々市市	男女共同参画社会づくり町民意識調査	H13	野々市市男女共同参画推進員		9	3 6
12 川北町	男女共同参画に関する意識調査	H30				
13 津幡町	男女共同参画を考える町民アンケート	H13	津幡町男女共同参画推進員		7	4 3
14 内灘町	男女共同参画に関する住民意識調査	H29				
15 志賀町	男女共同参画に関する意識調査	H24	志賀町男女共同参画推進委員		8	4 4
16 宝達志水町	男女共同参画に関するアンケート調査	H20				
17 中能登町	男女共同参画に関する町民意識調査	H27	中能登町男女共同参画推進員の会		28	13 15
18 穴水町	穴水町男女共同参画推進住民意識調査	H21	穴水町男女共同参画推進委員会			
19 能登町	男女共同参画に関する町民意識調査	H24	能登町男女共同参画推進審議会委員		12	6 6
計	11市8町		6市5町			

4 苦情処理体制、審議会等における女性委員の状況 (H30. 4. 1現在)

市町名	男女共同参画関係施策についての苦情処理体制	審議会等委員の目標値		審議会等の登用状況				
		名称	目標値	目標年度	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数（人）	うち女性委員数
1 金沢市	金沢市男女共同参画苦情処理委員	注 40%	H34	99	86	1,203	295	24.5
2 七尾市	七尾市男女共同参画苦情処理委員	40%	H32	75	71	946	327	34.6
3 小松市		50%	H32	64	64	894	350	39.1
4 輪島市		—	—	36	31	369	97	26.3
5 珠洲市		—	—	23	20	321	63	19.6
6 加賀市	加賀市男女共同参画審議会 苦情処理部会	40%	H30	38	35	427	118	27.6
7 羽咋市		40%	H32	37	33	563	149	26.5
8 かほく市	かほく市男女共同参画苦情処理委員	30%	H33	29	18	280	57	20.4
9 白山市	白山市男女共同参画苦情処理委員	40%	H38	127	104	1,081	329	30.4
10 能美市		40%	H31	28	24	415	125	30.1
11 野々市市		44%	H32	31	29	332	99	29.8
12 川北町		—	—	7	3	50	5	10.0
13 津幡町		40%	H34	26	23	383	74	19.3
14 内灘町	内灘町男女共同参画推進庁内連絡会	40%	H36	36	34	401	128	31.9
15 志賀町		40%	H34	15	11	168	44	26.2
16 宝達志水町		36.7%	H32	16	14	179	48	26.8
17 中能登町		40%	H32	18	16	253	92	36.4
18 穴水町		25%	—	49	28	418	72	17.2
19 能登町		30%	H32	23	18	271	66	24.4
計	5市1町	—	—	777	662	8,954	2,538	28.3

注：法令又は条例により設置する審議会は40%、それ以外は30%

5 市町議会議員、管理職の在職状況 (H30. 4. 1現在)

市町名	市町議会議員			管理職（課長相当職以上）の在職状況						
	議員数（人）		女性比率（%）	管理職総数（人）		女性比率（%）	うち一般行政職（人）			
	うち女性議員数			うち女性管理職数	管理職総数		うち女性管理職数	女性比率（%）		
1 金沢市	37	5	13.5	276	26	9.4	184	10	5.4	
2 七尾市	18	1	5.6	84	28	33.3	38	5	13.2	
3 小松市	21	1	4.8	148	37	25.0	65	18	27.7	
4 輪島市	17	1	5.9	89	20	22.5	54	5	9.3	
5 珠洲市	14	0	0.0	25	5	20.0	23	4	17.4	
6 加賀市	17	2	11.8	155	40	25.8	63	7	11.1	
7 羽咋市	14	1	7.1	22	5	22.7	22	5	22.7	
8 かほく市	15	1	6.7	29	2	6.9	23	2	8.7	
9 白山市	21	2	9.5	107	23	21.5	93	18	19.4	
10 能美市	17	2	11.8	54	10	18.5	45	10	22.2	
11 野々市市	15	2	13.3	43	12	27.9	35	6	17.1	
12 川北町	10	0	0.0	8	2	25.0	8	2	25.0	
13 津幡町	16	1	6.3	36	3	8.3	25	3	12.0	
14 内灘町	13	2	15.4	33	2	6.1	27	2	7.4	
15 志賀町	16	0	0.0	19	1	5.3	15	0	0.0	
16 宝達志水町	12	0	0.0	20	5	25.0	18	4	22.2	
17 中能登町	14	1	7.1	27	8	29.6	22	3	13.6	
18 穴水町	10	1	10.0	49	14	28.6	37	5	13.5	
19 能登町	14	1	7.1	18	0	0.0	17	0	0.0	
計	311	24	7.7	1,242	243	19.6	814	109	13.4	

6 公民館長、小・中学校PTA会長、自治会長(区長)の状況 (H30. 4. 1現在)

市町名	公民館長			小学校PTA会長			中学校PTA会長			自治会長（区長）		
	総数（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	総数（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	総数（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	総数（人）	うち女性（人）	女性比率（%）
1 金沢市	60	2	3.3	52	3	5.8	24	0	0.0	1,346	43	3.2
2 七尾市	0	0	0.0	10	1	10.0	4	0	0.0	250	1	0.4
3 小松市	34	0	0.0	23	0	0.0	10	1	10.0	246	0	0.0
4 輪島市	19	0	0.0	10	0	0.0	3	0	0.0	456	32	7.0
5 珠洲市	10	0	0.0	7	0	0.0	4	0	0.0	160	3	1.9
6 加賀市	21	2	9.5	19	1	5.3	6	1	16.7	281	4	1.4
7 羽咋市	11	0	0.0	6	0	0.0	2	0	0.0	66	0	0.0
8 かほく市	21	1	4.8	6	1	16.7	3	1	33.3	55	0	0.0
9 白山市	28	0	0.0	18	1	5.6	9	0	0.0	386	3	0.8
10 能美市	74	0	0.0	8	0	0.0	3	2	66.7	74	0	0.0
11 野々市市	5	0	0.0	5	0	0.0	2	0	0.0	54	2	3.7
12 川北町	1	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
13 津幡町	10	1	10.0	9	1	11.1	2	1	50.0	86	2	2.3
14 内灘町	17	0	0.0	6	1	16.7	1	0	0.0	17	0	0.0
15 志賀町	16	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	140	1	0.7
16 宝達志水町	1	0	0.0	5	1	20.0	1	0	0.0	52	0	0.0
17 中能登町	1	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
18 穴水町	4	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	106	6	5.7
19 能登町	15	1	6.7	5	0	0.0	4	0	0.0	193	2	1.0
計	348	7	2.0	199	10	5.0	83	6	7.2	4,037	100	2.5

※「中学校PTA会長」欄には、小中併設校のPTA会長を含む。

7 市町担当課 (H30. 4. 1現在)

市町名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
1 金沢市	市民局 人権女性政策推進課	920-8577	金沢市広坂1-1-1	076-220-2095
2 七尾市	総務部 総務課 人権・男女共同参画室	926-8611	七尾市袖ヶ江町イ25	0767-53-1112
3 小松市	市民共創部 はつらつ協働課	923-8650	小松市小馬出町91	0761-24-8397
4 輪島市	教育委員会 生涯学習課 男女共同参画係	928-0001	輪島市河井町20-1-1	0768-23-1176
5 珠洲市	総務課	927-1295	珠洲市上戸町北方1-6-2	0768-82-7711
6 加賀市	市民生活部 地域づくり推進課 男女共同参画係	922-8622	加賀市大聖寺南町ニ41	0761-72-7836
7 羽咋市	教育委員会 生涯学習課 女性青少年係	925-8501	羽咋市旭町ア200	0767-22-9331
8 かほく市	教育部 生涯学習課 生涯学習係	929-1195	かほく市宇野気ニ81	076-283-7137
9 白山市	市民生活部 男女共同参画室	924-8688	白山市倉光2-1	076-274-9577
10 能美市	企画振興部 地域振興課	923-1297	能美市来丸町1110	0761-58-2212
11 野々市市	企画振興部 市民協働課 市民協働係	921-8510	野々市市三納1-1	076-227-6029
12 川北町	教育委員会 社会教育課	923-1295	川北町字壱ツ屋174	076-277-1111
13 津幡町	総務部 総務課	929-0393	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-2120
14 内灘町	教育委員会 教育部 生涯学習課 男女共同参画室	920-0292	内灘町字大学1-2-1	076-286-6716
15 志賀町	教育委員会 生涯学習課	925-0198	志賀町末吉千古1-1	0767-32-9350
16 宝達志水町	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	929-1492	宝達志水町子浦そ18-1	0767-29-8320
17 中能登町	企画課	929-1792	中能登町末坂9部46	0767-74-2806
18 穴水町	教育委員会事務局	927-8601	穴水町字川島ラ174	0768-52-3720
19 能登町	教育委員会事務局	928-0392	能登町字松波13字75	0768-72-2509
計	首長部局 10、教育委員会 9			

8 市町DV担当窓口 (H30. 4. 1現在)

市町名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
1 金沢市	市民局 人権女性政策推進課 女性相談支援室	920-8577	金沢市広坂1-1-1	076-220-2095
2 七尾市	総務部 総務課 人権・男女共同参画室	926-8611	七尾市袖ヶ江町イ25	0767-53-1112
3 小松市	市民共創部 あんしん相談センター	923-8650	小松市小馬出町91	0761-24-8070
4 輪島市	福祉環境部 福祉課 児童福祉係	928-8525	輪島市ニツ屋町2-29	0768-23-1161
5 珠洲市	総務課	927-1295	珠洲市上戸町北方1-6-2	0768-82-7711
6 加賀市	市民生活部 地域づくり推進課 男女共同参画係	922-8622	加賀市大聖寺南町ニ41	0761-72-7836
7 羽咋市	教育委員会 生涯学習課 女性青少年係	925-8501	羽咋市旭町ア200	0767-22-9331
8 かほく市	市民部 子育て支援課 児童家庭係	929-1195	かほく市宇野気ニ81	076-283-7155
9 白山市	市民生活部 男女共同参画室	924-8688	白山市倉光2-1	076-274-9577
10 能美市	健康福祉部 福祉課	923-1297	能美市来丸町1110	0761-58-2230
11 野々市市	企画振興部 市民協働課 市民協働係	921-8510	野々市市三納1-1	076-227-6029
12 川北町	福祉課（川北町保健センター）	923-1267	川北町字壱ツ屋196	076-277-1111
13 津幡町	市民福祉部 福祉課	929-0393	津幡町字加賀爪ニ3	076-288-7952
14 内灘町	教育委員会教育部 生涯学習課 男女共同参画室	920-0292	内灘町字大学1-2-1	076-286-6716
15 志賀町	教育委員会 生涯学習課	925-0198	志賀町末吉千古1-1	0767-32-9350
16 宝達志水町	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	929-1492	宝達志水町子浦そ18-1	0767-29-8320
17 中能登町	住民福祉課	929-1692	中能登町能登部下85-1	0767-72-3134
18 穴水町	教育委員会事務局	927-8601	穴水町字川島ラ174	0768-52-3720
19 能登町	教育委員会事務局	928-0311	能登町字松波13字75	0768-72-2509
計	首長部局 13、教育委員会 6			

第 4 部

資 料 編

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はず、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条～第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条～第25条）
- 第5章 雜則（第26条～第28条）
- 第6章 罰則（第29条～第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要なことに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画 (一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するように努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 12 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年法律第28号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条～第5条）
- 第3章 被害者の保護（第6条～第9条の2）
- 第4章 保護命令（第10条～第22条）
- 第5章 雜則（第23条～第28条）
- 第5章の2 補則（第28条の2）
- 第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下の章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)

- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法

令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につき

まとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに

速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならぬ。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後

において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれて

いる環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者的心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるものの

二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十六年法律第六十四号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十九年法律第二百三十三号] [抄]

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成二十五年法律第七十二号] [抄]

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

石川県男女共同参画推進条例

平成13年10月12日公布
平成13年石川県条例第33号

目 次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本的施策(第8条～第17条)

第3章 石川県男女共同参画審議会(第18条)

第4章 雜則(第19条)

附則

21世紀という新たな時代を迎えるにあたり、私たちが目指す社会は、すべての人々が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に發揮できる社会である。

石川県では、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に取組を進めてきた。

しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が残されている。

本県は、女性の就業率が高いにもかかわらず、職場においては、依然として男女が平等でない状況が存在し、また、家庭生活や地域社会においても、男女が対等に参画している状況には至っていない。

こうした状況の中で、少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し、活気と潤いのある社会を築くためには、男女が、社会の対等な構成員として、互いにその生き方を尊重し、あらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことができる環境づくりが重要である。

ここに、石川県民が力を合わせ、男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されるとその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際社会の動向を勘案して、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を著しく与える行為をいう。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するに当たっては、あらかじめ、石川県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第10条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置くものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行ふものとする。

(報告の徴収等)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(苦情の処理等)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定により苦情の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第二項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(市町村に対する支援等)

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

(推進体制の整備)

第16条 県は、国、市町村、県民及び事業者と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 石川県男女共同参画審議会

第18条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議するため、石川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることがある。
- 8 委員は、非常勤とする。

- 9 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 10 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 11 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 12 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雜則

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

男女共同参画の推進に関する年表

年次	世界の動き	日本の動き	石川県の動き
1945 昭20	・国際連合発足 ・国連憲章採択	・「改正選挙法公布」(婦人参政権)	
1946 昭21	・国連婦人の地位委員会設置	・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化)	
1947 昭22	・世界人権宣言採択	・日本国憲法施行	
1948 昭23		・労働省発足、婦人少年局設置	
1949 昭24		・第1回女性週間(4月10日～16日)	
1967 昭42	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 昭50	・国際婦人年 目標「平等・発展・平和」 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年」('76～'85)決定	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担当室設置	
1976 昭51		・「特定職種育児休業法」施行(教職員等) ・「民法等の一部を改正する法律」公布 (婚氏統称制度)	
1977 昭52		・「国内行動計画」策定(S52～61) ・国立婦人教育会館開館	・県民課に「婦人問題担当窓口」設置(4月)
1978 昭53			・知事の私的諮問機関「石川県婦人問題懇話会」設置(4月)
1979 昭54	・「女子差別撤廃条約」採択		・県民課に「公聴婦人係」設置(4月)
1980 昭55	・国連婦人の十年中間年世界会議開催 (コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法」及び「家事審判法」改正(配偶者相続分引き上げ)	・婦人行政庁内連絡会議設置(5月) ・「石川県婦人白書」刊行(以降、57・59・元年度刊行)
1981 昭56	・「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択 ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画」後期重点目標決定	・「石川県婦人行動計画」策定(3月)
1983 昭58			・婦人問題広報誌「石川婦人の広場」創刊 (10月)(毎年2回発行)
1984 昭59		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(国籍の父母両系主義採用)	
1985 昭60	・国連婦人の十年ナイロビ世界会議開催 ・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「国民年金法」改正(女性の年金権確立) ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 昭61		・「男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充)	・県民生活課に「婦人係」設置(4月)
1987 昭62		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(S62～H12)	・新婦人行動計画「いしかわ婦人プラン21」策定(5月)
1989 平元	・「児童の権利に関する条約」採択	・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990 平2	・「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・県民生活課に「婦人企画室」設置(4月)
1991 平3		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 ・「育児休業等に関する法律」公布	・婦人青少年課設置、「婦人企画室」移管(4月)
1992 平4		・「育児休業等に関する法律」施行 ・婦人問題担当大臣任命	・女性問題広報誌「エールいしかわの女性」へに改称(1月) ・「各種婦人団体連絡協議会」を「各種女性団体連絡協議会」に改称(4月) ・「婦人企画室」廃止(3月) ・「財団法人いしかわ女性基金」設立(9月)
1993 平5	・国連世界人権会議開催(ウィーン) ・「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「パートタイム労働法」施行	・「いしかわ女性行動計画」策定(3月) ・「婦人青少年課婦人係」を「女性青少年課女性係」に改称(4月) ・「石川県婦人生活会館」を教育委員会から県民生活局に移管し「石川県女性センター」に改称(4月) ・「石川県婦人問題懇話会」を「石川県女性ビジョン懇話会」に改称(4月)
1994 平6	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議 (第2, 3回)	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・男女共同参画審議会設置 ・総理府男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置	
1995 平7	・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」公布(介護休業に関する部分をH11年度から実施) ・「ILO156号条約」批准	・石川県女性白書「石川の女性」刊行(3月) ・「女性NGOフォーラム」参加(9月) ・「男女平等に関する県民意識調査」実施(10月)

年次	世界の動き	日本の動き	石川県の動き
1996 平8		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン－21世紀の新たな価値の創造－」 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「国際レディースフォーラム」の開催(6月) ・「男女共同参画推進地域会議」開催(11月)
1997 平9		・「男女雇用機会均等法」改正 ・労働省「婦人局」を「女性局」に、都道府県「婦人少年室」を「女性少年室」に改称 ・「介護保険法」公布	・第5回世界女性会議アクション行動ベトナム・マレーシア派遣(9月)
1998 平10		・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」	・「いしかわ女性行動計画」改定(2月) ・中国江蘇省女性団体交流事業の開始受入(10月)、派遣(11月)
1999 平11		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会の実現を目指して」 ・改正「労働基準法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)	・男女共同参画推進員を100名委嘱(9月)
2000 平12	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」及び「成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本の方策について」 ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」「男女共同参画基本計画」策定	・女性青少年課に「男女共同参画推進室」設置(4月) ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(5月)
2001 平13		・内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定(3月) ・男女共同参画推進員を123名に増員(4月) ・「石川県男女共同参画推進条例」公布・施行(10月) ・男女共同参画推進員を198名に増員(11月)
2002 平14		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「男女共同参画苦情処理機関」設置(4月) ・女性相談支援センター設置(4月) ・石川県男女共同参画審議会設置(5月)
2003 平15	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議(第4、5回)	・「次世代育成支援対策推進法」施行	・「女性青少年課男女共同参画推進室」を「男女共同参画課」に改編(4月)
2004 平16		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	
2005 平17	・「北京+10」閣僚級会合	・改正「育児休業等に関する法律」施行(仕事と子育ての両立支援) ・男女共同参画基本計画(第2次)策定	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(7月) ・「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定(10月)
2006 平18		「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	
2007 平19		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「労働基準法」施行 ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」改定(3月)
2008 平20		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定	
2009 平21	・女子差別撤廃条約実施状況報告審議(第6回)	・男女共同参画会議諮問「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」	・男女共同参画推進員を95名委嘱(4月) ・男女共同参画推進応援団(推進員経験者の)設置
2010 平22	・国連「北京+15」記念会合	・改正「育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定(12月)	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(5月)
2011 平23	・UN Women正式発足	・内閣府男女共同参画局推進課に「暴力対策推進室」を新設(4月)	・「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定(3月) ・「企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査」実施(8月)
2012 平24	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働くなでし大作戦～決定(6月)	・いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度を創設(6月)、シンボルマークを決定(12月)
2013 平25		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言	・男女共同参画推進員を95名委嘱(4月) ・いしかわパープルリボンキャンペーン2013を実施(11月)
2014 平26	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行(1月) ・「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」(6月)	・「輝く女性応援会議in石川」開催(9月)
2015 平27	・国連「北京+20」記念会合	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行(9月)(※事業主行動計画策定部分は平成28年4月1日施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」策定(12月)	・男女共同参画推進員を97名委嘱(4月) ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施(6月)
2016 平28	・女子差別撤廃条約実施状況報告審議(第7、8回)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行(4月)	・「いしかわ男女共同参画プラン2011」改定(3月) ・「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」改定(3月)
2017 平29		・改正「育児・介護休業法」施行(1月) ・改正「育児・介護休業法」施行(10月)	・男女共同参画推進員を97名委嘱(4月) ・「パープルサポートいしかわ」(いしかわ性暴力被害者支援センター)設置(10月)
2018 平30		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行(5月)	・いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度に「女性活躍加速化クラス」を創設(7月)

男女共同参画苦情処理状況

男女が互いの人権を尊重しつつ、責任も分からち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、石川県では意識啓発はもとより子育て支援、雇用機会均等などの取組を行っている。

この苦情処理機関は、広範・多岐にわたる男女共同参画施策に対する県民の苦情や意見を広く把握し、適切に施策に反映させていくと共に、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された被害者の救済を通して、男女共同参画社会づくりを支えていくため、平成14年4月に設置された。

区分 年度	男女共同参画の推進に関する 施策		男女共同参画の推進に影響を 及ぼすと認められる施策		人権侵害事案		電話等 問合せ 件数
	件数	概要	件数	概要	件数	概要	
H14	0		0		2	セクシュアル・ハラスメント DV	15
H15	0		0		0		6
H16	0		0		0		7
H17	0		0		0		13
H18	0		0		0		13
H19	0		0		0		12
H20	0		0		1	セクシュアル・ハラスメント	7
H21	0		0		0		15
H22	0		1	扶養手当の認定	0		7
H23	0		0		0		14
H24	0		0		0		6
H25	0		0		0		6
H26	0		0		0		6
H27	0		0		0		1
H28	0		0		0		0
H29	0		0		0		3

石川県男女共同参画苦情処理機関

男女共同参画推進条例に基づき設置された機関です。

行政から独立した機関として、苦情処理委員が県民の皆さんからの
男女共同参画に関する苦情等の申出を公平、中立な立場に立って処理します。

男女共同参画
に関する県の
施策について

配偶者等からの暴力、
セクシュアル・ハラスメントなど
人権が侵害された場合

- ・苦情処理委員は、皆さんや関係者からお話を伺います。
- ・裁判や調停のような手続きや審理はありません。
- ・苦情処理委員は、男女共同参画推進の視点から検討します。
- ・苦情処理委員は、適切、迅速に処理にあたります。

《申出方法》 原則書面とします。郵送又はファックスにより受け付けます。
(申出書は県のホームページ又は市町の男女共同参画行政担当窓口で入手できます。)

《申出先》 石川県男女共同参画課内「男女共同参画苦情処理委員」あて
郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1-1 専用FAX 076-225-1379

平成31年3月

石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1376 · FAX 076-225-1374

e-mail : danjo@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/danjo/>